

平成 27 年

富岡町議会会議録

第10回定例会

12月14日開会～12月15日閉会

富岡町議会

平成27年第10回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月14日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	5
開 会 (午前 9時59分)	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	17
三 瓶 一 郎 君	17
宇佐神 幸 一 君	24
安 藤 正 純 君	32
山 本 育 男 君	45
遠 藤 一 善 君	50
早 川 恒 久 君	61
渡 辺 光 夫 君	68
○散会の宣告	73
散 会 (午後 4時25分)	73

第2日 12月15日(火曜日)

○議事日程	77
○本日の会議に付した事件	78

○出席議員	7 8
○欠席議員	7 8
○説明のため出席した者	7 8
○事務局職員出席者	7 9
開 議 （午前 9時59分）	8 0
○開議の宣告	8 0
○議事日程の報告	8 0
○会議録署名議員の指名	8 0
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	8 0
○委員会報告	1 1 8
○動議の提出	1 2 1
○閉会の宣告	1 2 1
閉 会 （午後 2時00分）	1 2 1

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成27年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成27年12月14日（月）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第9号 専決処分の報告について

議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例

議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例

議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例

議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例

議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9 1 号 平成 2 7 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 2 号)

議案第 9 2 号 平成 2 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 3 号 平成 2 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 4 号 平成 2 7 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 9 5 号 平成 2 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 9 6 号 平成 2 7 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 9 号 専決処分の報告について

議案第 7 8 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例

議案第 7 9 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例

議案第 8 0 号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 8 1 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例

議案第 8 2 号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 8 3 号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 8 4 号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

議案第 8 5 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例

議案第 8 6 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 8 7 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 8 8 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例

議案第 8 9 号 平成 2 7 年度富岡町一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 9 0 号 平成 2 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 1 号 平成 2 7 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 2 号)

議案第 9 2 号 平成 2 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 3 号 平成 2 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 4 号 平成 2 7 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 9 5 号 平成 2 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第9号 専決処分の報告について

議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例

議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例

議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例

議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例

議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第94号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第95号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第96号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

○出席議員(14名)

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君

参 農 事 務	兼 委 員 局 長	阿 久 津	守 雄	君
復 興 推 進	課 長	深 谷	高 俊	君
復 旧	課 長	三 瓶	清 一	君
参 事		郡 山	泰 明	君
教 育	総 務 課 長	石 井	和 弘	君
い わ き	支 所 長	渡 辺	弘 道	君
参 大 玉	出 張 所 長	三 瓶	保 重	君
参 生 活	支 援 課 長	林	志 信	君
抛 点	整 備 課 長	竹 原	信 也	君
総 務	課 長 補 佐	遠 藤	博 生	君
代 表	監 査 委 員	坂 本	和 久	君

○事務局職員出席者

参 事	兼 議 事 務 局 長	佐 藤	臣 克
議 会 庶 務	係 局 長	大 和 田	豊 一

開 会 （午前 9時59分）

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第10回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月7日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告について、文書をもってお手元に配付させていただきます、ご報告といたします。

また、陳情書3件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 渡 辺 三 男 君

13番 三 瓶 一 郎 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から明日15日までの2日間といたしたいと存じますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から明日15日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より報告いたします。

27監第15号、平成27年12月14日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成27年8月、9月、10月分、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。9月18日、10月21日、11月20日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。(2)違法または不相当と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

以下は朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告いたします。

報告第32号、平成27年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成27年12月7日午前9時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、条例新規制定案件2件、条例の一部改正案件9件、補正予算案件8件、合計20件。(2)12月定例会の会期及び日程について、12月定例会の会期日程については、会期を12月14日から15日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告7名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書、「エコテッククリーンセンター」活用による指定廃棄物の最終処分場建設に関する陳情書、以上、3件の陳情等について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、議会の議決すべき事件に関する条例第4条に定められた「公害防止協定の締結に関する事項」を「安全協定の締結」にまで拡大するか否かについて議論した。この件については、議長と協議をし、対応を検討することに決した。

以上、報告いたします。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野 泰君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野 泰君) おはようございます。報告第33号、平成27年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第184号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第184号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は以上のとおりでありますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第184号の編集について。とみおか議会だより第184号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第184号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を第4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議

会だより第184号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2) その他、京都府精華町の議会報編集委員会への研修のため、日程調整や調査項目の確認を行った。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） おはようございます。報告いたします。

報告第34号、平成27年12月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年8月・9月・10月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過につきましては、記載のとおりでございますので、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力（株）より説明を受けた。議員からは、働く作業員の健康に関する心配の声が多く聞かれ、被曝線量管理の徹底や健康診断の充実などの要望が出された。

3、その他。賠償に対する東京電力の考え方について質問が出された。石崎代表から損害があるうちは賠償するという大原則があるので、期間を区切ってここまでということはない。また、賠償する上

でのルールが未確定なものはルールをつくり、個別の事情がある場合は丁寧に相談を受けるとの説明を受けた。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において、議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 69ページをお開きください。

議会報編集特別委員会、議会広報研修報告書、1、目的。先進自治体の編集手法を学ぶことで、議会だよりの編集技能を高め、議会に対する町民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

2、研修相手先等。研修相手先、京都府精華町議会広報常任委員会、場所、京都府精華町役場、日時、平成27年10月28日。参加者は以上のとおりであります。

4、研修の概要。議会だよりの編集方法と紙面レイアウトの工夫点などについて。

5、所見。議会報のさらなる充実を求め、平成26年度第29回広報コンクール企画・構成部門で奨励賞を受賞された京都府精華町議会広報常任委員会のご協力をいただき、研修を行った。当町の議会報でも目標としている町民に読んでもらえる広報紙にする取り組みを6年前から始め、試行錯誤しながら基本レイアウトを作成し、編集作業の効率化を図り、広報紙発行までの時間短縮に努める等、情報発信のスピード、情報の正確性に非常に力を入れて編集されている。その中でも町民参加の観点から、表紙の写真を町内写真クラブに依頼し、町民からも好評を得ている。議会報のクリニックでは人物写真が評価される傾向があり、一方で写真クラブから提供される写真は町内の風景写真が多く、当初はジレンマがあった。しかし、専門家の評価よりも町民に関心を持ってもらえるかということが大事であるという信念のもと採用した企画が現在では専門家にも評価され、企画・構成の部門で受賞となったと感じる。クリニックの評価に左右されることなく、町民に関心を持ってもらい、読んでみようと思える議会報となることが重要であると再認識する機会となった。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

議会事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成27年第10回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

間もなく震災と原発事故による全町避難から5度目の新年を迎えようとしております。ふるさと富岡町の復興を目に見える形で具現化する年、私は今年度の目標をこのように掲げるとともに、本年6月には町民の皆様とともに第2次復興計画を策定し、復興加速に向けた重点プロジェクトや、早けれ

ば平成29年4月の帰還を目指す旨を表明いたしました。加えて、9月には富岡町再生・発展の先駆けアクションプランを策定し、復興拠点整備計画の全体像、拠点施設の再開や開設の目標時期などをお示しいたしました。ふるさとの早期復興を着実に形にしていくため、震災から5年目を迎えたこととしてはこうした目標を職員とともに共有しながら、これまでさまざまな事業などに全力で取り組んでまいりました。特に9月定例会以降においては、町内での役場機能の一部再開を初め、町民の皆様が集う交流サロンの開設、さらに双葉警察署、富岡消防署におかれましても一部業務を再開されるなど、少しずつではありますが、着実に町の復興する姿をお示しすることができてまいりました。さらに、仮設診療所の新設、複合商業施設の再開を来年秋をめどに、また復興拠点内に先行整備する復興公営住宅の来年度末の完成を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。これらの取り組みと成果は、議員の皆様のご理解とご協力、そしてご指導をいただいた結果であり、この場をおかりしまして改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

そのような中、10月15日から11月4日にかけて、町民の皆様のご意見を広く伺い、また町の現況と復興に向けた取り組みを直接お伝えする町政懇談会を開催いたしました。いただいたご意見の多くがふるさとでの生活に対する不安であり、これらを払拭することが町の復興のかなめであると改めて痛感したところであります。

一方、これまで環境省が進めてきた除染の効果を検証するため、町独自で除染検証委員会を9月に立ち上げるとともに、町内の生活環境を適切に評価し、ふるさとに帰り、安全で安心して生活することができる環境づくりを目指す富岡町帰町検討委員会を11月に設置いたしました。今後は町民の皆様はもとより、新たに設置した各種委員会などからいただいたご意見やご提言、報告などを十分踏まえながらふるさとの復興と町民の皆様の心の復興に全力で取り組んでまいる考えでありますので、議員の皆様におかれましては引き続きご理解、ご協力を賜りますよう今後ともよろしくお願いたします。

続いて、9月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、町内における役場機能の一部再開についてご報告いたします。町内の復旧、復興をさらに加速させるため、復旧課、復興推進課について、より現地に近い町内保健センターにおいて執務を行うこととし、去る10月1日、議員各位のご臨席のもと、役場機能の一部再開のための開所式を行ったところであります。

次に、役場機能回復工事についてご報告いたします。さきの臨時議会におきまして、工事請負契約について議決をいただいたところであります。今後は工期内の完了を目指し、適正な工事監理に努めてまいります。

次に、平成27年度町政懇談会についてご報告申し上げます。今年度の町政懇談会につきましては、10月15日から11月4日まで、1都6県において、8会場、10回開催し、延べ368名の皆様にご参加をいただきました。次年度の開催に当たっては、より多くの町民の皆様に参加していただけるようさらなる検討を加えてまいります。

次に、表彰式及び賀詞交換会についてご報告いたします。今年度の富岡町表彰式及び賀詞交換会につきましては、来年1月22日午前10時より、いわき市内のパレスいわやにて開催を予定しております。合併60周年記念事業の一環として記念講演なども予定しておりますので、議員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。復興拠点の整備状況についてご報告いたします。本年10月には役場機能の一部再開や交流サロンの開所を実現させるとともに、公設診療所や50戸の災害公営住宅の具体化など、富岡町再生・発展の先駆けアクションプランに基づく事業を着実に進めているところであります。引き続き町民の皆様にご理解と再生の姿をお示しできるよう、国、県との協議、調整を進め、財源の確保に努めながら、復興のさらなる加速化を図ってまいります。

次に、各種実施計画についてご報告いたします。さきの定例会で報告いたしました保健福祉、農業に加え、長期退避、将来帰還に関する実施計画や帰町計画の策定作業に着手いたしました。これら実施計画につきましては、今年度末から来年夏までを目標に設定し、第2次復興計画を具現化することで町民の皆様や富岡町に関する全ての方々に町内での生活を想像していただき、ふるさととのきずなの維持や帰還意欲の向上につながることを願うところであります。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。避難道路も兼ねた幹線道路へのアクセスと鉄道のかなめとなるJR富岡駅前の整備に向け進めておりました事業計画の変更は、9月9日に認可となりました。現在整備地となる駅前地区の関係権利者の移転事務を進めるとともに、随時家屋解体申請を環境省へつないでおり、10月16日には解体工事が着工となっております。今後も権利者への丁寧な説明と解体の支障となる課題を解決しながら移転事務を進め、早期の更地化を目指してまいります。

次に、JR富岡駅舎の復旧についてご報告いたします。JR水戸支社を窓口として検討されておりました駅舎の位置及び構内施設については、曲田土地区画整理事業の進捗に伴い、現在概略計画が定まったところであります。今後は竜田駅までの上り不通区間を平成29年の早期に復旧できるよう、また開通後の他交通機関へのアクセス及び利活用について引き続き調整をしてまいります。

次に、防災集団移転促進事業についてご報告いたします。本事業につきましては、11月5日に国土交通大臣より承認されたことより、本定例会において今年度の事業費を補正予算として計上しておりますので、議員各位のご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。また、防災集団移転事業を補完する崖地近接等危険住宅移転事業及び津波被災住宅再建事業につきましても同じく補正予算として計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。個人番号カードの普及を図り、町民が発行申請から交付まで円滑に行えるよう、12月1日、特設窓口を郡山事務所及びいわき支所に開設し、三春、大玉の両出張所においても発行申請の受け付けを開始しているところです。今後は仮設住宅などにおいても発行申請に係る巡回型の臨時窓口を開設し、さらなる住民の利便性の向上を図ってまいります。

なお、個人番号カード利用に伴う新規条例及びこれに関する条例の改正を本定例会に上程しておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、戦没者追悼式についてご報告いたします。当式典は、11月5日にいわき市で開催し、議員各位を初め43名のご遺族のご出席のもと、町内の246柱の戦没者を追悼し、そのご冥福と恒久平和を祈念したところであります。

次に、町立仮設診療所についてご報告いたします。当診療所については、事業用地の所有権移転手続が終了するとともに、プロポーザル提案による審査を経て、このほど設計、施工業者を決定いたしました。今後は今年度中に実施計画を行い、次年度に建設工事に着工し、来年10月の開業を目指すものであります。

次に、保健・福祉アクションプランの策定についてご報告いたします。このプランは、第2次復興計画に基づき、町民が安心して帰還し、生活できるような具体的な支援計画をつくるもので、去る10月30日に検討委員に委嘱状を交付し、毎月1回程度の検討委員会を開催し、来年3月までにまとめたいと考えております。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。まず、地域防災計画についてご報告いたします。東日本大震災を教訓とした帰還後の防災計画の改定に向け、11月に着手したところであり、本年度中に改定の素案を作成し、来年度に本改定とする予定であります。今回の改定におきましては、職員の初動マニュアルや町民向けの防災マップ、パンフレットなどを作成し、より具体の災害対応を行い、町民の生命、財産を守るようにしてまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線のデジタル化についてご報告いたします。現在稼働しております防災無線につきましては、アナログでの使用期限や機器の老朽化などのため、今後の帰還や一時帰宅により町内に滞在する町民の安全確保のためには早期のデジタル化が必要となっております。8月には本件の設計業務を委託したところでありますが、このたび国の補正予算により本年度内に補助金の交付が見込まれたことから、本定例会におきまして繰り越しによる工事費を補正計上いたしましたので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

なお、工事完成は平成28年度末を予定しております。

次に、双葉警察署、富岡消防署についてご報告いたします。10月1日に双葉警察署が従来の双葉警察署内に、11月1日に富岡消防署が町消防団第1分団屯所内にそれぞれ機能を一部再開したところであります。いずれも臨時拠点であり、配置数は若干名となっておりますが、町内において業務が再開されたことは町民の安全、安心に大きく寄与するものと考えております。引き続き機能の完全再開に向け、関係機関との連携強化を図ってまいります。

次に、既存管理型処分場の活用についてご報告いたします。さきの全員協議会でもご報告いたしましたとおり、これまでの2年間にわたる議論や県知事及び楡葉町長との協議も踏まえ、私としてはこの未曾有の複合災害を克服し、ふるさとの一日も早い復興を確実に進めるため、まさに苦渋の決断と

して処分場の活用を容認いたしました。今後は何よりも地元への丁寧な対応を初め、容認に際し申し入れた事項などを国は責任を持って丁寧に対応するよう求めてまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、商業施設整備についてご報告いたします。本件につきましては、さきの臨時議会において、富岡ショッピングプラザの不動産の取得費及び価値を喪失した棚卸資産等の清掃費用を認めていただき、現在その執行に向け、テナントの廃棄処分に係る同意取得とあわせて廃棄等委託業者との契約に向けた手続を進めているところであります。また、キーテナントとなるヨークベニマル社はもとより、ホームセンターなどの他の複数企業とも継続して出店の打診と協議を進めているとともに、地元事業者の出店につきましては11月初旬に説明会を開催し、現在出店意向のある地元事業者との協議を進めているところであります。

次に、太陽光発電事業についてご報告いたします。当該事業につきましては、本町と福島県が共同して進める大石原、下千里地区と民間主導で進める高津戸、清水前地区及び杉内地区の3地区において計画しているところです。そのうち大石原、下千里地区及び高津戸、清水前地区においては11月30日開催の第2回富岡町復興整備協議会において、農地転用に係る農林水産大臣の同意が得られたところです。今後は両地区において農地転用を図り、本格的な工事着手に向けた準備を進めてまいります。また、大石原、下千里地区の発電事業者となる富岡復興エネルギー合同会社への出資につきましては、9月定例会でご承認いただいたところですが、今月中には正式に資本参画することとしております。加えて、同地区における地権者との地上権設定契約については年内中の契約締結を目標とし、鋭意進めております。

次に、富岡町マスコットキャラクター等制定事業についてご報告いたします。本事業は、町民一人一人をつなぐシンボルとし、町や町民の声や情報を発信し続けるマスコットキャラクターとその愛称の決定、また今後の町民の生活の再建と町の復旧、復興に向けた決意を表明するキャッチフレーズを制定しようとするものです。制定に当たっては、広く公募を行い、住民から成る富岡町シンボル検討委員会において選考し、それをもとにマスコットキャラクターは町の鳥、セキレイをモチーフにしたものとし、その愛称をとみっぴーに、キャッチフレーズは「未来へと つながれ ひろがれ 富岡町」に決定したものです。今後はこれらを町民はもとより広く周知し、活用方法についても富岡町シンボル委員会を中心に検討、検証し、町民の心のよりどころ、また情報発信の強化につなげてまいりたいと存じます。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、下水道関連の災害復旧についてご報告いたします。公共下水道の富岡川南区域は、10月に全域で使用再開となり、富岡川北区域及び特定環境保全公共下水道につきましては来年4月からの使用再開を目標に、年度内の事業完了に向け、順調に作業を進めております。農業集落排水につきましては、上手岡地区が汚水管渠復旧工事を完了し、舗装本復旧工事を実施中であり、小良ヶ浜地区は浄化センターの機器修繕を実施するとともに、小浜地区の排水ルート確保のため、汚水管渠復旧工事に着手する予定です。

次に、道路の災害復旧についてご報告いたします。道路の災害復旧につきましては、被災箇所から津波浸水区域内箇所などを除いた37カ所のうち、23カ所で災害復旧工事が終了し、残りの箇所につきましても調整が必要な一部箇所を除き、年度内に完了させる予定です。

次に、農地等の災害復旧についてご報告いたします。椿屋第1ため池は、平成28年1月の事業完了を目指し、災害復旧工事を実施中であり、家老ため池及び館山ため池につきましては福島県営事業として実施中であり、堤体上部は町の施工による災害復旧であり、福島県と事業調整を図り、進捗していく予定です。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、除染の進捗状況についてご報告いたします。国の直轄除染については、全体の進捗率が70%を超え、現在約4,000人の作業員で順調に進められております。また、9月に発足いたしました除染検証委員会につきましては、町内現地調査を行い、除染効果の確認だけでなく、除染事業において解決すべき重要な問題点の洗い出しやその解決策について、町民目線での細やかな検討を行っていただいております。

なお、年内には中間報告を取りまとめることとなっており、町ではこの中間報告に基づき、国に対し迅速かつ確実な対応を強く要望してまいります。

次に、荒廃家屋の解体事業についてご報告いたします。荒廃家屋の解体事業では、今年度既に計500件の解体が発注されており、現在約40件の解体完了報告を受けております。町といたしましても、安全パトロールや放射線モニタリングなどを行いながら現況をしっかりと把握し、町民の皆様が安心できるきめ細やかな実施に向け、努めてまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町交流サロンの開設についてご報告いたします。一時帰宅される町民の皆様の休憩所や待ち合わせ場所として快適に利用できる環境を整えた富岡町交流サロンが町内の復興拠点となる中央地区に完成し、10月5日から業務を開始いたしました。業務開始に先立ち、とり行われました開所式には、ご多用の中、議員各位にご臨席を賜りまして、まことにありがとうございました。今後も復興拠点における町民交流の場、情報提供の場として活用してまいります。

次に、県営復興公営住宅の状況についてご報告いたします。これまで17団地に町民が入居しており、恒久的な住宅で新しい生活を始めております。現在第4期の募集が行われておりますが、県とともに入居相談会を開催するなど町民の住宅再建に向けた支援を続けております。

次に、大玉村営の復興公営住宅についてご報告申し上げます。大玉村営横堀平団地につきましては、3つの街区に分けて整備してまいりましたが、このたび第1街区の17戸が完成し、10月15日から入居を開始いたしました。これに先立ち、10月6日には村主催の鍵引き渡し式と内覧会が行われたところであり、残りの街区の42戸につきましても年内の完成、来年1月中旬からの入居開始を予定しております。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、ふくしま駅伝についてご報告いたしま

す。去る11月15日に開催された第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走において、富岡チームは町民の皆様の方強い声援の後押しを受け、13年ぶりに町の部において10位入賞を果たすことができました。十分な練習環境でない中、1本のたすきに夢と希望を込めて、懸命につなぐ姿は、町民の皆さんにふるさと富岡への熱い思いを伝えていただいたと思います。

次に、学用品の持ち出し事業についてご報告いたします。今回で3回目の実施となり、11月20日から23日までの4日間、保護者による立ち入りを行い、震災により町内の校舎内に残された子供たちの作品や学用品などを持ち帰っていただきました。この事業は、今年度をもって終了となり、残る私物は保護者の意向を確認しながら処分し、今後は校舎内の清掃、片づけを進めていきたいと考えております。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件1件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件9件、平成27年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計8件の合計20件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時まで休議いたします。

休 議 （午前10時51分）

再 開 （午前10時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、13番、三瓶一郎君の登壇を許します。

13番、三瓶一郎君。

〔13番（三瓶一郎君）登壇〕

○13番（三瓶一郎君） ただいま議長の許可を得ましたので、これより質問に入りたいと思います。

1のバランスシートについて。(1)、①、さきの一般質問で総務課長の答弁はそのとおりですが、職員全般に理解ができているかどうかということなのです。これ町長、なかなか町村では難しいと思うのですけれども、例えば県職員の場合、これは技術職で入った人、それから一般行政職で入った人、それから警察官、それから学校の教員、それからその他となっているのです。そうすると、行政職で入った人はもう定年まで行政職なのです。技術職で入った人は、定年まで技術職ということで、そう

したものがあつたのです。ところが、町村の場合には総務課長がよく勉強されても、例えば極端な話、きのうまで生活環境課長補佐だつた方が総務課長となつたとしたときに、財務指標をわからないという場合もあると思うのです。ですから、私はやっぱり職員全般のこういう総務系の事務、特に財産、そうしたものについての教育、大変失礼な言い方ですけども、教育は必要でなかつたらどうかという考えを持っておつたのです。ただ、前回にも述べましたようにやはり特別会計、一般会計の複式会計、これ前回の総務課長の答弁でもあつたように、これは総務省が平成25年の4月に、これは全国にこれを複式会計にしろと言つておつたのです。現在全国で1,530自治体がこれに応じてやつておつたわけですね。私は、そういう点ではやっぱりこの問題はたびたび申し上げますけれども、きのうまで保健福祉課長補佐だつた人が今回総務課長になつたと。しかし、実態、総務系の問題はわかりませんというようなことでは、そういう例もあるんで、やっぱり役場職員全体で共有する事案だろうと、こう思いますので、その辺に理解ができておるかどうかということ。

それから、②の繰り越し剰余金は財政基金に移行するのか、または特別会計として別段預金に積み立てするのかということなつたのです。これ財政調整基金は、今53億円から55億円ぐらいの間だと思つたんですけども、これはあくまでも明確な用途というものがあるわけですね。ですから、前回の議会で同意案件で出た富岡町の役場庁舎の改修工事7億5,000万円、これ7億5,000万円のお金はどこから持つてくるのだろうかという懸念があるわけですね。そうした場合、私前にもお話ししたように、これは町有財産、町道含めて、町有財産といつても水道、下水道、あるいは道路というものはお流動資産なんです。固定資産でないわけですね。固定資産に対しての取り扱いというもの、前にも申し上げましたように例えば役場が50億円かかつたと。耐用年数50年だとすると、これ無利子でも毎年1億円の別段預金を積んでおけば、富岡役場ができてからもう20年近いわけですね。そうすると20億円の積み立てがあつたことになるのです。今回7億5,000万円の改修費をどこから持つてこようかなというふうなことで頭を痛める必要がないのだろうか、こう思つたのです。今度の震災でいろいろ固定資産についての破損とか何かありました。こういうものの引当金として、やはり別段預金、これ利子つきませんけれども、別段預金として減価償却分を積み立てするということなことが大事でなかつたらどうか。そうでないと、こういう場合に、あるいは国から交付金として対応されるのかどうかわかりませんけれども、やはり私は減価償却というのは大事なのだろうと。そうすれば今度のようなことがあつても、迷わずこれを、別段預金を崩せるということがあるんで、その辺についてどうお考えかということですね。

それから、3番目の複式会計は28年度から実施するのかということ、これ総務課長、25年の4月から総務省の指定で、これは特別会計、複式会計、これにしろという指導があつて、先ほども申しましたように全国で千五百幾つ自治体がやつておつたということですね。これよく私は読み直しましたら一応28年度が目安なんです。それで、猶予を持って、30年からはぜひ全国の自治体で複式会計にするよつたよつた指導があるわけですね。だから、こういうものについて町は、これは総

務課長のところの手元には総務省から文書が入っていると思うのです。そういうものが来年度から実施されるかどうかです。

ここでバランスシートについてお聞きしたいのは、1つは職員全般に予算、決算をつくれるような体制になっているのかどうかということと、減価償却の扱いはどのようになっているのかということと、この3番目の複式会計が来年から行われるのかどうかということについての3問を質問します。

2として、町民帰還に向けてですけれども、医療に関して町内に大玉村のような、または医師、看護師の確保はどのように考えているのか。介護を必要とする人及び老人が帰町する場合の施設はということなのです。実はこれは、福島県内の市区町村を取り上げた本なのです。そうすると、ここに書いてあるのは戻らないという人が50%から60%ぐらいいるというのです。そのうちの40%が帰りたいということで、一番帰る条件として欲しいのは医療、介護、福祉の再開や新設が1位です。それから、2位が、これはこの間もお聞きしましたので、商業施設の、これは旧トムトムの跡地ですか、ここに商業施設の再開や新設ということ。それから、3番目には住宅の修繕や建てかえへの支援。これ帰還するという人の条件に対してリフォームとか内装、そういうものに助成していただきたいというのが3番目なのです。そのほかにいろいろありますけれども、その3点が上位を占めているわけです。これらの3点についてどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

それから、私も皆さんご存じのように町民帰還に向けての(2)の教育の場を町内の一部にでも再開できないかということなのですが、私ごとで大変恐縮ごとですけれども、私も議員になって三十何年間たちますけれども、その大半は私は教育問題をやってきたのです。ところが、今非常に私は友人からも言われるのです。なぜ三瓶、おまえは入学式とか卒業式に出ないのかとよく言われます。ところが、私非常に気の毒で、気の毒で、涙が出るぐらいなのです。よくぞあの小さなところで、狭いところで、子供たちはもちろん親御さん、先生がよく頑張っているなという姿を見ると、それは逆に言えば三春にそれだけの地元の人がまとまっているというのはある意味ではいいことかもわかりません。いわきあたりに行くと一小、二小、三小、四小、五小と。いわきは、私お世話になっているところだけでも、非常に不便なのは富岡町にいたときは2.5キロ以上のところはスクールバスが出たのです。ところが、いわきでは、私の孫も通っていますけれども、5キロ離れたところに歩いて学校に行くという、そういういわき市の都市計画のまずさがあるのです。しかし、私はやっぱり将来を考えたときに、お年寄りが優先して帰りたいという意向はわかります。富岡で死にたいという方はわかります。実際私もそうです。私再来年の4月になったら、私は一番先に帰ろうと思うのです、1人でも。そういう意味で老人たちが帰ったとしても、そういう哀愁の気持ちがあって帰りたいのです。ふるさとを愛するという。しかし、子供さん方も、では現状のままでいいのかといったときに、三春の35人の中で勉強するのも、それは大変いいことだと思うのです。しかし、町長を初め執行部が帰還ということになると老人だけが帰ってしまうと。若い人を戻すためにも教育の場の整備というのは大変私は重要だと思うのですけれども、この辺についても伺いをしたいと思いますので、よろしくお願

いします。

〔これより11番高橋 実議員欠席〕

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 三瓶一郎議員の一般質問にお答えします。

1、バランスシートについて。①、さきの一般質問で総務課長の答弁はそのとおりですが、職員全員に理解ができているのかについてお答えいたします。固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした地方公会計の整備につきましては、平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう総務大臣から要請があったところでございます。これを受けて、町では平成29年度中には平成28年度決算について財務書類を作成、公表できるよう、現在固定資産台帳の整備に取り組んでおります。公会計導入により、例えば将来公共施設などを更新する際の必要額の推計や事業別、施設別の費用対効果の検証、適正な利用料、使用料の算定など公共施設のマネジメントへの活用充実が図られるものと考えております。ご質問の職員全般に理解できているのかという点につきましては、職務の性質にもよりますが、個人によって差異があるものと考えております。複式簿記導入に当たっては、より厳密な会計事務や会計管理が必要となることが想定されますので、必要に応じ会計実務担当者を対象とした説明会や学習会の開催も検討していきたいと考えております。

次に、②、繰り越し剰余金は財政調整基金に移行するのか、または一般会計として別段基金積み立てにするのかについてお答えいたします。町では地方財政法及び町財政調整基金条例の規定により、決算において生じた剰余金の2分の1に相当する額以上の額を財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、③、複式会計は28年度会計から実施するのかについてお答えいたします。地方公会計制度の整備につきましては、平成28年度会計から実施する考えではありますが、平成28年度決算の議会の議決後に財務諸表を作成いたしますので、公表は平成29年度中となります。

次に、2、町民帰還について。1、医療に関して町内に大玉村のような診療所、また医師、看護師の確保はどのように考えているのか。介護を必要とする人及び老人が帰町する場合に施設はについてお答えいたします。帰還後の医療につきましては、9月に公表いたしました復興拠点整備アクションプランでお示しをしたとおりであり、曲田地区内に町立の診療所を平成28年10月の開所を目標に準備を進めているところでございます。整備に当たっては、福島県警戒区域等医療再開支援事業補助金などを活用し、本年度はプロポーザルによる事業を決定し、基本実施設計を行い、次年度に建設工事に着手する予定となっております。医療スタッフについては今村病院の院長である今村諭医師を管理者として迎えるとともに、看護師、レントゲン技師、薬剤師、医療事務など専門職員、用務員などの配置を予定しております。医療スタッフの確保については、県内はもとより、双葉郡内においても大変

厳しいところがありますが、現在今村先生のご協力を得ながらスタッフ確保に努めているところでございます。また、帰町後の高齢者施設につきましては、ご存じのとおり震災前町内には町立の養護老人ホーム東風荘と特別養護老人ホーム館山荘、そしてグループホームシニアガーデンがありました。現在シニアガーデンは福島市内で、東風荘は郡山市内で仮設として再開し、運営をしております。高齢者が通所による交流や入浴、そしてリハビリ等訓練などができるデイサービスセンターは、町帰還目標と同じく平成29年4月の開所を目標に伸生双葉会が準備を進めているところであります。このような中、特別養護老人ホーム館山荘は建物の損壊と介護スタッフの確保、24時間対応ができる嘱託医師の確保などに見通しがつかず、現在は町内での再開、再建のめどは立っておりません。町は、高齢者施設のあり方を考える上で、入所型の介護老人福祉施設の再開は必要と捉え、今後嘱託医師及び介護スタッフの確保、運営形態や場所などの課題解決に向け、運営団体とともに検討してまいります。このような状況から、介護老人福祉施設においては、当面近隣市町村を含む双葉地方広域圏内で連携を図り、施設の相互活用も視野に入れながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2の②、教育の場を町内に一部でも再生可能かについてのお答えについては教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） それでは、②、教育の場を町内に一部でも再開可能かについてお答えいたします。

町内の教育施設につきましては、第2次復興計画に基づき、市街地復興先行ゾーンと位置づけた曲田地区で小中学校の再開を目指し、来年度以降震災による建物被害の少ない学校から改修を進めてまいりたいと考えております。また、その他の地区の学校については保全に努めるとともに、計画的に改修してまいります。

なお、学校再開の時期につきましては保護者へのアンケート調査の結果や町民の帰町意向などとあわせて判断していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 町長の答弁でよくわかりました。わからないことは、繰り越し剰余金について財政調整基金に移行するのか、または一般会計として別段預金するのかということなのですが、私の言いたいのは全般的に町有財産。町有財産にも2通りあって、流動資産と固定資産があるのです。これらについての別段預金を、財政調整基金とは別に別段預金として積み立てする気があるのかということですから、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、医療に関して、これ今町長おっしゃったとおり東風荘、館山荘、シニアガーデンという

ものが郡山、福島に移行しているわけです。私個人的な意見ですと、シニアガーデンの理事長ご夫妻と私ら非常に身内同然のおつき合いをしていたものですから、シニアガーデンといろいろ詰めた話をしたのです。町はどの程度協力すれば、あなた方はシニアガーデンを開いてくれるかと言ったら、それは別な話で、行くときは町長さんに相談すると。ただ、やはりああいう施設は専従ドクターがいないと開業できないのだと、これは24時間の先生と。今までは今村先生のところと提携していたらしいのです。今村先生の応援を受けながらシニアガーデンをやっておったのですけれども、今24時間体制の専属ドクターがいないと死亡との因果関係、それから埋葬許可、そういったものが、死亡診断書も出せないと。だから、あそこに、富岡に24時間の医療スタッフがいれば、私らはその後そういうものが整備されれば、あと建物とか何かについての問題は町長に相談しますということなものですから、その辺について、2点目です。

それから、3点目は何か教育長の答弁だと非常に抽象的で、具体性がないというような答弁に聞こえたのですけれども、具体的に私は三春を閉校しようというのではないのです。将来帰還するときに、お年寄りだけではなくて、若い人も帰れるような方策として、例えば一中か一小のどっちかでも、何人でも、30人でも40人でもいいです。三春は34人ぐらいにいるのですから。それがお年寄りと一緒に若い人も帰れる環境をつくるためには、今からやっておけばスムーズにいくのだろうと思うのですけれども、どうも教育長、大変失礼ですけれども、抽象的で具体性がない答弁なので、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、私のほうから繰り越し剰余金の別段預金というような件についてご説明をさせていただきます。

現在公共施設維持基金ですとか、電源交付金のほうの公共施設維持基金など修繕や改修のための基金というのは現在も設置をしておりますが、議員ご質問の件は将来更新する際、建てかえの際の費用、そういったものについて財政調整基金とは別に別段の基金を積み立ててはというようなものと理解いたします。現在全国的に1970年代に建てられた公共施設が更新の時期を迎えておりまして、その財源ですとか負担の平準化、そういったことについて問題となっております、各自治体で検討がなされております。本町においても同様の問題は抱えております。加えて、本町においては震災、それから原発事故によって被害を受けた施設もこれから整備していかななくてはならないというような状況でございます。本町におきましては、これらにつきましては、まず復興交付金を充当できるものについては交付金を使って改修をしていくというのが基本的な考えでございます。その上で公共施設の更新ということになります、帰町後人口が減少するということが見込まれておりますので、そういったことも勘案しながら、施設の規模ですとか、あるいは複合化、そういったものも考慮しながら、議員の提案も視野に入れつつ今後将来的に運営していけるような施設の配置というものを考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 高齢者施設が富岡町に帰町する場合に24時間対応ができる医療機関が必要ではというようなご質問かというふうに思います。これにつきましてご説明申し上げます。

住民の帰還促進を図るためには24時間体制の救急対応も兼ねた医療機関というのは非常に大きな課題であり、これは富岡町だけでなく、双葉郡の大きな課題であるというふうに考えております。町といたしましては、これまでも2次医療の施設につきまして、病院等につきまして双葉郡、広域圏とともに県、それから国に強く要望してまいってきたところでございます。つきましては、県ではその要望を踏まえまして、ことしの9月でございますけれども、国、復興庁、厚生労働省、それから県及び双葉郡の医師会と双葉郡の町村で組織しました双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討委員会というものを立ち上げました。これは、双葉郡の地域に2次医療機関を整備するための検討委員会でございます。今始まったばかりで、今回2回ほど検討委員会を開催しておりますけれども、今後もその中で早急な2次医療機関の整備につきまして要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 町内における学校施設の整備についてのお話をさせていただきます。

今三春の学校には39名の小学生、中学生が学んでおります。ここでは富岡で学びたいという強い思いを持ってきている子供たちでおりますので、三春の学校にいる子供たちも大切にしていきたいと考えております。私としては、29年4月に再開を目指しているところでありますが、29年4月に戻った親と一緒に子供が戻ってきた場合にはやっぱり富岡には子供を教育する場所は確保しなければいけないだろうと考えております。そういう意味で2つの方法で今進めたいと考えております。1つは、三春校で学びたいという子供たちも大切にしていきたい。もう一つは、富岡に今すぐ戻ってきている子供たちについても教育の場を保障するという、そういう2つの方法で進めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 総務課長の答弁よく理解できましたし、それから健康福祉課長の言っているお話も、これは先般そういう説明の場所があったものですから、それは了としますけれども、やはり確かに行政職員が頭を悩ませて知恵を出して、でもなかなか進まないということです。ですから、私はきょう、あしたと、あるいは来年どうのこうのではなくて、将来に向けて、やっぱり24時間体制の医療事業を、ひとつ大変でしょうけれども、お願いをしたいということで、健康福祉課長の答弁にはこれで終わります。

それから、教育長、やっぱり思いは私も全く同じなのです。三春校を廃校にしろなんて私一言も言

っていないのです。本当によく頑張っているなと思うぐらいなのです。だけれども、将来、29年度以降に向けて帰還する場合に、そういう整備された施設があれば私は子供たちも帰りやすいのだろうなと思ひまして、今後とも引き続きそういう方向でご努力をしていただきたいと思いますようお願いして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問を以上で終わります。

続いて、6番、宇佐神幸一君の登壇を許します。

6番、宇佐神幸一君。

〔6番（宇佐神幸一君）登壇〕

○6番（宇佐神幸一君） 議長から今発言の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

富岡町も震災より4年9カ月を過ぎ、第2次復興計画のもとに復興事業が進んでいる現在であります。平成29年、帰町に向けた町の行動、動きもともに進んでおるとともに、町民の心の復興も忘れることはできないと思っております。その中で今回大きく2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、富岡町の文化財の取り扱いについて。①、富岡町歴史・文化等の保存プロジェクトチームの取り組みと現状について。発足から1年半が経過したが、活動実績を示せ。

②、寄託、寄贈された資料の保管状況とスペースについて問題がないか。

③、富岡町文化交流センターでの資料の展示について（スケジュールと場所）について町の考えを示せ。

また、2つ目に東日本大震災に亡くなられた方々の慰霊碑の建立について。①、東日本大震災における地震、津波（関連死を含め）に亡くなられた方々の慰霊碑を建立し、長く哀悼の意をあらわすべきではないか。

以上、町としてのお考えをお答えください。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、宇佐神幸一議員の一般質問にお答えします。1、富岡町文化財取り扱いについての1、2、3については教育長より答弁させますので、先に私から2、東日本大震災に亡くなられた方々の慰霊碑の建立についての1、①について答弁いたします。

2、東日本大震災に亡くなられた方々の慰霊碑の建立について。①、東日本大震災による地震、津波（関連死も含め）に亡くなられた方々の慰霊碑を建立して長く哀悼の意を表すべきではないかについてお答え申し上げます。東日本大震災の発生から4年9カ月が過ぎましたが、本県を初め宮城県及び岩手県の沿岸部の市町村におきましては、津波の犠牲になられた方を追悼するための慰霊碑が建立されております。本町におきましても東日本大震災による巨大地震、大津波、原発事故により多くの

町民が亡くなられております。私といたしましては、東日本大震災により亡くなられた全ての町民に哀悼の意をあらわすことはもとより、この地震により私たちが経験したことを後世に伝えていくことが我々の務めであると考えており、今後ご遺族の皆様のご意向を踏まえ、犠牲者を追悼し、震災の記憶と震災から得た教訓を後世に伝えるために、そのあり方を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） 1、富岡町の文化財の取り扱いについて。①、富岡町歴史・文化等の保存プロジェクトチームの取り組み状況について。発足から1年半が経過したが、活動実績を示しについてお答えいたします。

現在歴史・文化等保存プロジェクトチームは、各課横断的に15名の職員により活動しております。富岡町で暮らしてきた地域の人々の営みを保全することを目的とし、過去の歴史編さん事業で使用した個人所有の文化財等を7,600点以上回収いたしました。また、この資料の整理については去る8月27日に福島大学と町が締結した歴史・文化等保存活動に関する協定により、専門の教員や学生の皆さんの全面的な協力をいただいているところであります。さらには県立博物館など関係機関と連携し、震災、原発事故の記録と記憶を後世に正しく伝えるために、震災にかかわる遺産も370点以上保全いたしました。本年1月にこれらを活用した企画展を郡山市と共同で開催し、大きな反響を得たところであります。同様の企画展をいわき市などでも開催を計画しており、震災に関する情報発信を今後も行っていきたいと考えております。

次に、②、寄託、寄贈された資料の保管状況とスペースについて課題がないかについてお答えいたします。平成24年度より福島県被災文化財等救済本部による国、県支援のもと、富岡町文化交流センター内に保管されていた全ての公的な文化財は、震災により適切な管理ができないことから、平成25年度中に県文化財センター白河館にある仮保管施設に搬出いたしました。その後開始された富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチームによる民間所有の文化財や震災遺産などの保全した資料の保管は、富岡町文化交流センター内の歴史民俗資料館収蔵庫に保管しております。しかし、保全資料の増加に伴って、今後の資料の保管のあり方や収集の方法を検討する段階になっております。今後県文化財センター白河館に保管してある公的な文化財の町への帰還時期に合わせ、保管場所やその活用方法についても検討していきたいと考えております。

次に、③、富岡町文化交流センターでの資料の展示（スケジュールと場所）についての町の考えを示せについてお答えいたします。富岡町文化交流センターは、本年9月に公表した復興拠点整備計画アクションプランでお示しさせていただいたとおり平成30年4月の再開を目指しております。再開に向け、本年度は被災状況の調査、設計を行い、来年度より復旧に向けた建物及び設備等の工事を予定しております。避難が長期化する中で、町民の皆さんと地域がどうかかわってきたかを目に見える形

で展示し、あわせて震災の記録とこれからの復興の軌跡を町内外に発信することは重要であると認識しており、今後施設の利用や運営の方法、そして展示の方法についても十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） では、再質問させてください。

再質問は、最初の1番からいきたいと思っております。まず、教育長のお話につきましては理解しておりますし、そういう状況下だと思っております。その中のまず1番目をやる前に、富岡町は基本的に文化財に対して震災直後、早いうちから、町民の宝もそうですが、町の宝も大事にしてきたと私は理解しております。今町長の指導のもと、職員の方々、ボランティアを含めて今プロジェクトチームをつくり、それに対してもう少なくとも町民の理解をほぼ得るぐらいの活動をされていると私は思っています。その点に対してはすごく多大な評価をしたいと思っております。ただ、一応今回質問する前に1つ参考雑誌を出させていただきますが、これある雑誌であります、これは全国に2万部以上出している雑誌でありまして、これの中に富岡の役場初め環境省、町民が地域の文化財に対してどうやって守っていこうという意識的なものを好意的に富岡町の実績も踏まえて書かれている雑誌でございます。これにつきまして読みますと、これが発刊されたのが2015年の4月でございます。ですから、今から思うとすごい早い時期に富岡町というのは、町長のお言葉でもふるさと、郷土という言葉も強く言っておりますので、その点で皆様方がやっているのではないかと思っております。

その中に、まず1番目の富岡町歴史・文化保存プロジェクトの取り組みと現状ということで、確かに今状況が変わっておりませんので、その点について教育長が言われたとおりだと思っておりますが、ただこれから富岡町についても個人、公的、諸団体の除染・解体において、その中に文化財等が結構置いてあったりすると思えます。その現状も踏まえて、これからのプロジェクトチームの活動がどうなっていくのか。

それと、現在どうしても状況的に進められない、文化財の確保をすることがこれからどうしてもできない状況下の方向性も踏まえてもう一度お話しいただきたいとともに、やっぱり町民に広くこれを、今の現状を伝えるべきだと私は思っております。また、それを伝えることによって、これからの町民の個人のお宝もやっぱり町の歴史になるかと思えますので、そういう面の保管をするという一つの目的として、それも町民に知らせなければいけないと思っておりますので、今までの経過一覧をまた新たな別な形で町民に広報なり、また文書なりで出せるかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

先ほど教育長がお答え申し上げましたが、各課6課15名の体制でプロジェクトチームを進行させてございます。その中で学芸員を中心に実施しているわけでございますが、町の広報紙等々で資料の提

供も呼びかけてございます。あわせて、郡山市等々と共同での文化財の資料の展示会等々も行っておりました、町民の方々にも理解をいただいているのではないかなというふうには思っております。

なお、今議員さんおっしゃったように今後建物の解体等々で発生するであろう文化財の保全等につきましては、さらに広報を強化しながら保存に努めていきたいと思っております。なお、先ほど7,000点以上の収集ということでございますので、これら収集につきましてもその内容、方法等については検討していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今の課長の説明は理解いたしました。ただ、今の富岡町においても学芸員がたしか2名いらっしゃるかと聞いておるのですが、ただそれ以外に福島大学と強い結びつきもできましたし、これからの国、県のそういう面での応援体制というものがあるのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

ただいまのとおり学芸員、町には2名おります。学芸員を中心に文化財等の資料の収集、整理を行っております。先ほど教育長のほうからもご回答させていただきましたが、福島大学との協定を行っております。教員の皆様並びに学生の皆様にこの事務所のところに来ていただきまして、学芸員等を中心に収集してまいりました資料を整理しまして、それを一覧にしたものを保存してございます。これらにつきましては、協定に基づきまして福島大学とも今後継続して事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） わかりました。ただ、再度言いますが、このプロジェクトチームの活躍はこれから出てくると思いますし、これをぜひとも役場関係箇所、または機関の方々にも強く応援していただきまして、そのチームのメンバーもぜひとも心身ともにできるような環境にしていきたいと思っております。これをもちまして、①の質問は終わらせていただきます。

引き続きまして、②の寄託、寄贈された資料の保管状況とスペースについての問題がないかの中で再質問させていただきます。先ほどのお答えについてわかりませんが、実際に福島県の文化財センターのほうに今保管されていると思うのですが、放射線管理と人員の確保ということで、実際的にその管理の状況はどうなっているのか、もう一度詳しく教えていただきたいと。

それと、現在所有されている文化財は先ほど総数はお聞きしましたが、実際的に町の財産はどのぐらい、また所有されている、民間の個人でも預けられていると思っておりますが、その件についてもどのぐ

らい件数が来ているのか。それと、あと諸団体、また今回富岡の場合はいろんな植物も含めて文化財を保持している諸団体もあると思いますので、その点についてはどのくらい保持されているのか、その点ちょっと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、お答えをいたします。

今保存している文化財につきましては、申しわけございません。ただいま手元にはその詳細がちょっと入ってございませんので、後ほどお答えをさせていただくということでお願いしたいと思います。その内訳ということになりますと、ちょっと7,600の内訳は後ほどということでお願いしたいと思います。

あと、収集した文化財の放射線の管理ということでございますが、これにつきましては国、県で定めた文化財の救出に伴う基準をもとに行っております。1,300ベクレル以内ということが基準であるというふうに記憶してございまして、文化財につきましては1,300ベクレルを基準としております。1万3,000ではなくて、1,300ベクレルを基準としております。収集したものにつきましては、それ以下ということになってございます。

なお、前の議会のときにもご答弁させていただきましたが、福島大学の生徒の皆さんにつきましては現地までは出向いていかない、こっこの場所で作業していただくということで、放射線の無用な被曝を避けているという状況でございます。

今お答えしましたベクレルにつきましては、ちょっともう一度確認させていただきますが、1万3,000ベクレルが一般の町の持ち出しの基準でございますが、文化財……

〔何事か言う人あり〕

○教育総務課長（石井和弘君） 失礼しました。c p mでございます。申しわけございません。c p mの間違いでございます。

以上でございます。大変申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 実際に細かいことになりますので、件数的なものはちょっとこの場で出ないので、後日ということは理解できます。ただ、一応後日できれば文書で上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、放射線につきましても基本的にももちろん検査をされて、またスクリーニングをされてやっていらっしゃると思うのですが、その点についてもう一度確認をしたいので、今言われたことが正式なのかどうかというのも上げていただきたい。

それと、あとやっぱり放射線について今出ましたが、基本的に放射線の高い文化財も、今は下がってきていますけれども、当然高いものが、そのままある程度下がらないものも結構あります。その点の文化財の処置はどうするのかということと、やっぱり持ち出しができればいいのですが、持ち出しできないもの、また大きいもの、それに対して今何ができるのか。実際にできない部分が多いと思う

のですが、それに対してのものと先ほど出しましたが、これから行う解体除染について、町民、または諸団体がこれから壊すとなったときに、職員を派遣する場合どういう対応をしていくのか、その点ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

先ほどは大変失礼いたしました。文化財レスキュー事業に係る搬出作業時のマニュアルというものが2012年の7月にございます。これにつきましては、持ち出しの安全を最大限に鑑みまして、一時帰宅の持ち出し基準の1万3,000c p mの10分の1、1,300c p mを基準としてございます。これにつきましては最近の持ち出しの文化財の線量につきましては120c p mから170c p mという低い状況でございます。

なお、高いものにつきましては今現在収集してございませませんが、万が一そういうものが出てきた場合には除染後にこの数値に基づきまして救済していきたいというふうにございます。

次に、建物解体に伴う文化財のレスキュー関係でございますが、これにつきましては旧家、土蔵のプロット作業を現在進めておるところでございます。これにつきましては、復興推進課との連携をとりながら行っているものでございます。現在プロット作業としまして、建物12カ所ほど把握してございます。

なお、これにつきましても歴史・文化等保存プロジェクトチームが主となって活動を行ってございます。プロジェクトチームの中に役割分担をつけまして、同じ職員が何度も行かないような形をとっていききたいというふうにございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

ここに日本学術会議の中の文化財の次世代への確かな継承に向けての委員会がございまして、その中に、これは26年にやった中に富岡を含めて、各町村の文化財において懸念をされているという中の一つとして持ち出しできない、どうしても大きいものとか、そういうものに対してのものをこれからどう行うのだということを警鐘されているのですが、その点に対してご存じですか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

それは、存じ上げてございます。ただ、町内にある移動できない不動産につきましては、今後記録映像等々を、写真、ビデオ等での保存も考えていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） それは、ぜひやっていただきたいとともに、やっぱり昔のものを、基本的

に富岡のつくり出してきた、富岡町をつくってきた歴史でもありますので、それは少なくとも最大限に残すことは必要だと思われ、また私たちが継承していかなければいけないと感じております。その点で今言われたことをぜひ強く私も要望するし、またやっていただきたいと思っております。この件について私のほうで今説明したものをご理解をさせていただき、2番目の質問を終了させていただきます。

3番目、富岡町文化……

○議長（塚野芳美君） 13番さん、発言中申しわけありませんけれども、まだ続きそうですので、午後にしますので、午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、6番、宇佐神幸一君の再質問を続行いたします。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 午前中に引き続きまして、午後も質問させていただきます。

次に、3番目の富岡町文化交流センターでの資料の展示について、スケジュール、場所について町の考えはということで、先ほどお話の中で30年から始めていくというお話をいただきました。それについての内容的なものは理解はしているのですが、その前に先ほどお話しになった中で郡山市を初め各地で双葉郡の文化財の展示をされていたということをお聞きしたのですが、その反響というか、内容的なものをちょっともう一度教えていただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えいたします。

本年1月の31日から10日間、郡山ビッグアイにおきまして内陸と沿岸の交流市ということで、郡山市とタイアップしてきた企画展を実施してございます。この中で富岡町民の方も参加いただいたということでございまして、約30名くらいの町民の方も参加していただいております。

なお、この企画展につきましては前年度と比較しまして、郡山市の発表ですと約45%くらいふえた企画展となったということでございます。

もう一つ、本年9月5日に郡山市立の中央公民館におきまして、懇話会としまして福島再生と歴史文化遺産2015というものを開催してございます。こちらにつきましては、震災遺構と言われるものを展示しながら、町の歴史、または文化等につきまして学芸員を中心に行ったものでございます。いずれにしても町民の皆様の関心は高かったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。今の話の中でも町民の方30名でございますが、一応富岡の町の歴史というものに関心が深いということをお願いしましたので、これからもやっぱり3番にかかわる文化交流センターのいち早い再開と、まだ29年度以降になりますが、実際に富岡町に町民の方が帰られ始め、やっぱり文化交流センターの役目というのはそこから多く出てくるのではないかと考えます。そのためにも文化交流センターの場所と、また展示についてしていただきたいと思っております。ただ、この中にスケジュールと場所とあったのですが、実は先ほどのご挨拶の中で30年というのがなければ、こういう施設を町内にどこか置かなければならないのではないかと私も思っております。ただもし間に合わなければ町内の町の所有している何カ所かの建物の1カ所を、そういう場所を使うべきではないかという形も思っております。今回出ささせていただいたのですが、一応30年にはもう始めていくというお言葉いただきましたので、この3番目の質問はこれで終了させていただきます。

次に、大きく2つ目、東日本大震災で亡くなられた方々の慰霊碑の建立についてということで、①東日本大震災における地震、津波（関連死を含め）亡くなった方々の慰霊碑を建立し、長く哀悼の意をあらわすべきだということで質問させていただきましたが、町長のお言葉いただいたのが全てだと私も思います。また、これにつきましても一応29年度以降もちろん実施していただくように強くお願いしたいのですが、ただまだ富岡町としてはいろんな第2次復興計画に基づいて、町の整備も進んでいない状況下ですので、今判断はつかないと思うのですが、一応町としてもその方向性は今町長の話でわかったと思うのですが、今回一応施設については宗教的なものを問わずつくっていただきたいということになると、はっきり言えば町の集まりやすいところとか、また海岸に面してだとかということが出てくると思うのですが、まだわからないと思うのですが、町長としてのお考えとしてはどう考えていらっしゃるか、町長にお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま議員おっしゃられましたように、この施設の必要性については先ほど町長も申し上げたとおり十分必要性感じております。慰霊碑とするのか、あるいは復興祈念碑とするのか、さらには何かもっといい方法があるのか、そういったことについて十分検討した上で、さらにはご遺族のご意向等も確認しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今総務課長からお話しいただいたことに対して理解をしたいと思っております。また、亡くなった方々はもちろん、ご家族の方の意向も強く尊重しなければならないと思っております。その点ではっきりしたものが出ないということは十分私も理解しておりますが、ただこれから29年度以降について町の骨格をつくるに当たって、この慰霊碑については強く関心を持っていただくとともに、町民のこれからの一部の心のよりどころになるかもしれませんが、ただ心のよりどころとして私は深く未来にも続けていくものだと思っておりますので、その点を強く考慮していただき

いと思っております。一応私は今の回答で理解をさせていただきますので、私の質問はこれもちまして全て終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、5番、安藤正純君の登壇を許します。

5番、安藤正純君。

〔5番（安藤正純君）登壇〕

○5番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく2つに分けて質問させていただきます。

大きな1番目、町民帰還について。(1)、厚生労働省は本年10月、被曝と疾病の因果関係が否定できないとして、原発事故の作業において累積被曝線量が19.8ミリシーベルトの40代男性が白血病であると労災認定しました。このことは環境省が町民帰還の目安としている20ミリと大きな矛盾を感じますが、町の考えを伺いたい。

(2)、第2次町災害復興計画において、町独自の選択肢として第3の道、長期退避、将来帰還を盛り込みましたが、20年、30年後帰還できるようになるまでの生活支援を具体的に説明を求めます。

大きな2番目、町職員の取り扱いについて。東日本大震災及び原発事故の発生の際、家族と離れ離れになりながらも、24時間体制で町民の避難誘導のため尽力された町職員の中には、家族の事情により平成29年4月以降の帰還時において、もとの庁舎へ戻れない方がいると聞いておりますが、この方々への配慮を町はどのように考えているかを伺いたい。

以上、2点についてよろしくご回答お願いします。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、安藤正純議員のご質問にお答えを申し上げます。

1、町民帰還について。①、厚生労働省は本年10月、被曝と疾病の因果関係が否定できないとして、原発事故後の作業において累積被曝線量が19.8ミリシーベルトの40代男性が白血病であると労災認定をしました。このことは環境省が町民帰還の目安としている20ミリシーベルトと大きな矛盾を感じますが、町の考えを伺いたいについてお答えを申し上げます。ご質問の中の労災認定につきましては、科学的に被曝と健康影響の因果関係が証明されたものではなく、労働者救済の観点から認定基準に基づき認定したものと厚生労働省より聞いているところでございます。また、ご質問の中にある20ミリシーベルトは原子力災害対策本部からのステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに係る基本的考え方及び今後の検討課題についてで避難指示解除の要件の一つとして空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることと示されているものと思っておりますが、避難指示の解除についてはさきの考え方で示されたその他の要件とともに、

総合的に取り扱われるものであり、年間積算線量のみで検討されるものではないと認識しております。町といたしましては、除染作業の進捗とその効果並びに日常生活に必要なライフラインや生活関連サービスの復旧状況などを総合的に評価し、議会を初め町民の皆様のご意見を踏まえ、避難指示の解除について判断してまいることとしており、この考えにいささかも変わりはありません。また、避難指示が解除されたことをもって、町民に帰還を強制するものではないとも考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、これまで申し上げてまいりましたとおり放射線追加被曝線量年間1ミリシーベルト以下の環境にとの長期目標に変わりはありませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、第2次町災害復興計画において、町独自の選択肢として第3の道、長期退避、将来帰還を盛り込みましたが、20年、30年後帰還できるようになるまでの生活支援を具体的に説明を求めますについてお答え申し上げます。第2次復興計画でお示した第3の道は、町に戻りたくても、さまざまな事情ですぐには戻ることができない方やまだ判断できない方の帰還に対する意向を尊重しようとするものであります。町といたしましては、こうした皆様が将来富岡町に戻りたいと思われるような施策を具体化してまいることが基本になると考えており、現在第2次復興計画に掲げた施策を中心に、町外での生活再建はもとより、心のつながり、一時帰宅サポート並びに町内資産の管理などの観点から、第2次復興計画の策定過程で出されたアイデアを土台とし、町職員の横断的議論により事業化の可能性を探っているところでございます。今後議会や町民の皆様の意見を取り入れながら実施計画をまとめてまいりたいと考えております。

次に、2、町職員の取り扱いについて。東日本大震災及び原発事故の際、家族と離れ離れになりながらも、24時間体制で町民の避難誘導のため尽力された町職員の中には、家族の事情により平成29年4月以降の帰還時において、もとの庁舎へ戻れない方がいると聞いておりますが、この方々への配慮を町はどのように考えているか伺いたいについてお答えを申し上げます。ご承知のとおり現在町は早ければ平成29年4月の帰還を目指し、さまざまな施策を進めております。帰還がかなった際には当然ながら相当数の職員が町内に勤務することになりますが、避難している多くの町民同様、避難先での生活がある程度定着している現在、職員が家族そろって帰還することは困難を伴うものであると認識しております。このため、現在職員が帰還に向けてどのような考えを持っているかを把握するため、全職員を対象に町内での勤務に当たっての要望などを調査しております。今後も町の復興の進捗、職員のニーズや状況の変化などに応じて調査を実施してまいり考える考えであり、また必要に応じて職員の面談なども通じて実態を把握してまいります。いずれにいたしましても、町といたしましては職員の要望などを十分踏まえ、安心して執務できる環境の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ただいまの町長の答弁なのですが、厚生労働省のほうは科学的に証明されたものでないというような答弁なのです。だけれども、いろんな学者の学説なんかがありまして、やはり100ミリを超えると発がんが何%とか、科学的根拠という言葉を使っていますけれども、やはり第一原発において20ミリと言っていたにもかかわらず、19ミリでそういった白血病が出たということは、やはりこれ医学的にも安全側に立ち返るといふ考え方からいけば、20ミリではとてもではないが、子供なんか帰せる状態ではないというふうに私は思うのです。そういったときに国がこう言っているから、大丈夫だという考え方ではなくて、町はもうこれでなければだめだよという考えを私は持つべきだと思うのです。これは、私何回も線量のことに関しては今までもやってきていますけれども、現にこういうような、白血病というような労災認定が出ました。いろいろ興味あって調べますと、やはりこういった被曝に対する影響というのは、低線量被曝というものに関しては最近では国際医療チームというのが白血病のリスクだけではなくて、肺、胃、肝臓、いろんなもののリスクが上昇すると。発がんに至らないまでも、やはりこういう血液に関するような病気はどんどん、どんどん悪いほうに進んでいくというような、そういう医学的な結果が出ています。これは、イギリスの医学誌「BGM」なんかに発表されているのですが、そういうようなことを考えれば、やはり町独自としても考えを私は持つべきだと思うのです。最近除染の検証委員会なるものが富岡町にも発足しました。町長は、多分こういった方々のご意見も聞きながら判断するのだろうとは思いますが。ただ、これのメンバーを見させてもらったところ、やはり国立の大学教授、復興庁とか、環境省とか、お国の役人さんが多いのです。国が、環境省が20ミリと決めて、こういう除染検証委員会に環境省の人間が入ってきて、やはりどこまで住民の低線量被曝が守られるか、ちょっと私は疑問があるのです。だから、よく町の幹部の方々とか町長なんかともこういった公式でない場所での会話の中では20ミリなんか町では考えていないよと、そういう声が聞こえるのです。だから、こういう時期だから、富岡町は最低でも電離放射線防護規則、こういったものは守るよとか、そういう最低でも5ミリは譲れないよとか。今除染の作業された方に聞くと、建物の中も外もほとんどもう変わらないよと、線量は。ということは結局前環境省が言っていた24時間ルールの中で、8時間表、16時間が屋内でコンマ23が1ミリだと。あれは根底から私は崩れる計算方式だと思っているのです。そういうのを考えれば、やはり除染なんかもこれからいろいろ除染完了したところの線量をはかる場合に、コンマ5とかコンマ4以上であれば、何回でもやはり除染させると、そのぐらいの強い意思を持ってもらいたいのですが、その辺の考え方はどうですか。町長、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 考え方の繰り返しになりますけれども、20ミリシーベルト以下の環境ということにつきましては町長答弁にもありましてとおり、国が原子力災害対策本部が当時避難指示区域の見直しということの中で、見直しをする際の考え方として3つの要件を出しております。そのうちの一つが空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であるこ

とということが1つ。それから、電気、ガス、その他生活に必須なライフライン、それから生活関連サービスが復旧していること、そして国、県、町、それぞれ協議が十分尽くされたことというのが3つの要件。その中の一つでございます。町といたしましても、同様に空間線量率から推定される被曝線量というものだけではなくて、総合的に状態を評価して、議会を初め皆様とご協議申し上げながら避難指示解除については考えていくという、このことについては従来どおり変わりがないということでございますので、20ミリシーベルトのラインについて町が、これは先般の町政懇談会の中でもご質問があってお答えしたことでございますが、町が20ミリシーベルト以下、19.9でいいというふうに思っているわけでもなく、しからばどのラインで線を引くのか。ここについては非常に難しいことなので、総合的に評価しながら、そここのところについてはご協議を申し上げていくべきだろうと、判断してまいりべきだろうというところでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 除染についてのご質問も出たかと思しますので、答弁させていただきます。

今富岡町は全域避難区域ということで、除染の特別対策地域ということで、国が直轄で除染を行っております。この除染については、議員もご承知のとおり27年度におおむね完了を目標にしております。28年度からはフォローアップ除染ということで、局所的に線量が高いところを中心として、再除染という形で進めることとなります。ただ、先ほど申しましたとおり国の直轄除染区域ということで、現在は国が除染をして、フォローアップ除染という局所的に高いところの除染も国が行うということになっておりますが、これをもって除染が完了するというふうには町としては思っていないで、その後にはやはりやがては町が事業主体となるなどして、除染については今後も取り組んでまいらなければならないと思っています。その線量が幾らになるかというところで妥協するというか、満足するということについてはこの場でなかなか申し上げることはできませんが、少なくとも私ども20ミリという数字が、これをもってよしという感覚は持っておりません。できるだけやはり線量は下げて、安心、安全という意味合いからもできるだけ線量は下げてまいりたいと考えておりますので、除染としてはそのように考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 帰町検討委員会のメンバーについてもお話がありました。これ全く町から、町民から入っていないわけではございませんし、そしてこれらが町民だけの組織であれば、当然科学的に立証するのなかなか難しいわけですから、大学の教授、そして今回座長になっていただいている方は町の方でございますが、富岡町に住宅もある先生を、これは大学の先生ですが、お願いしてございます。そういう意味ではこれらが、全てここから出てきたものでもう帰町判断するのだというこ

とではなくて、帰町の判断には当然議員の皆様にもお諮りを申し上げますし、そしてこれを広く議論しながらそれらの判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 先ほど私帰町検討委員会と言ったのかな。私、除染検証委員会のちょっと勘違いだったかもわからないです。申しわけないです。除染検証委員会のメンバー見たら、国立大学とか復興庁、環境省がやたら多いので、やはり国が20ミリと決めていけば、その線で検証されるのかなというような考えがありましたので、そういう言い方をさせていただきました。

それと、復興推進課長にも答弁もらったのですけれども、やはり居住制限区域と避難解除準備区域。これの除染前と除染後の線量が先月環境省から説明受けました。それで、除染前が1.82、除染後が0.92ですか、約半分になったと。結局平均値だから、高いところもあれば低いところもあるかもしれない。あとはフォローアップ除染でやるのかもしれないのですけれども、やはり企画課長が答弁するように20ミリ以下だけが帰還の判断ではないと。それで、インフラ整備とか議会とか町民の方と協議して決めると。その3点が要点だよというふうな話あったのですが、私は決して勘違いしてもらっては困るのですけれども、線量だけで帰っていいのではないのという質問ではなくて、線量は帰っていい条件の中の一つなのだけれども、その線量についての閾値が曖昧。もう何年も何回も私ここで質問していますけれども、実に曖昧。もう目と鼻の先まで来ているのに、閾値がない。ただ、こういった公式な場所でないところでは出てくる。町だって20なんて考えていない。では、どれくらいなのと。ぽろっと出てきます、皆さん。5ミリとか、やはり出てきます。放射線管理区域には帰すわけにはいかないでしょうと皆さん自分でそう思っている、なぜこういう場所と言えないのかということが私は疑問なのです。やはり国、環境省、いろんなところが国の基準に基づいた話をしてきても、富岡町は少なからずとも原発労働者が決めている電離放射線防護規則よりもっと安全のレベルの高いルールがありますよというふうに私は言明してもらいたいのです。目指すというのは、とりあえず今はこれでいいけれども、長期的にはというふうにとられると思うのです。やはりある程度専門の人だから、皆さんわかると思うのですけれども、これから先自然減衰そんなに期待できるのですか。134が減衰して、今現在134と137が2対8くらいの割合で汚染されている場合に、今から除染して半分に残った。もう20年、30年は、ある程度のところでその数字は変わらないのではないですか。そういったところで、高齢者だけが帰っていいよという帰町宣言ではないのでしょうか。子供も帰っていいですよという帰町宣言になるはずなのです。そういうときに、なぜ放射線防護規則の最低ルールを守りますという言葉が言えないのですか。町長は、あくまでも長期的に1ミリを目指す、20ミリではないけれども、1ミリを目指す、閾値は決まっていません、放射線防護規則の年間5ミリ、その辺はちっちゃい子供まで、乳幼児まで帰す場合にその5ミリというのはこだわるのですか、こだわらないのですか。その答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては全く議員は全ての町民が同じ考えだというふうに理解しているようなふうに私はとれるのですが、リスクコミュニケーションというものは全ての、1,000人いれば1,000人、1万人いれば1万人の考え方があると思います。そういう意味ではこれらが20ミリ以下であれば帰りたいという町民もおおはるはずですし、それから1ミリ以下にならなければ帰れないと考えている方もおはるはず。そういう意味では今ここで安藤議員がお話になるようなものを改めてここでお示しすることが今の状況ではできない状況であります。これから当然その時期になれば皆さんにもそのお話はさせていただきますし、当然ご相談を申し上げる時期が来ますので、その時期には申し上げたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 町長の答弁に、全ての町民がというような、私はどこに照準を合わせるか。線量に対して余り敏感でない人たちに照準を合わせるのか、将来ある子供を、町民帰還ということは65歳以上の人だけ帰っていいのですよというわけではないから、やはりちっちゃい子供に照準を合わせるべきなのか、行政として一番弱い人に照準を合わせるべきだと、私はそう思って発言しているのです。千差万別、いろいろ考えがいろいろありますから、それはあると思います。帰りたくてしょうがない人、20だって、30だって私は帰りたい。今現在もう避難してくださいと言われても、自分の家に住んで何でだめなのだと頑張っている人だっています。そういうことを言っては切りがないです。やはり行政としては最低限弱者を守るという考えがないのですかという質問なのです。そのところをもう一度町長、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員はご理解を賜らないようですが、解除したからといって、全ての町民が富岡町に戻るといふふうに私考えていません。そういう意味では、やはりリスクが高いと思う人は徐々に帰ってくるはずですし、解除したからといって皆さんを手とり足とり連れていくわけでもございませんので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 解除したからといって、全ての町民が帰っていいよということではないと。ただ、町が解除しますということは、もう安全だよというシグナルを町民の方に送ったと、そういうふうに私はとられると思います。そういったときにやはり低線量被曝で町民を守るのは町だと思います、町。国が何と言おうが、やはりちゃんと、富岡は原発立地町ですから、原子力発電所で働いている人はいっぱいいます。原子力発電所構内の基準、規則、それほとんど働いている人はわかっています。そこで20ミリ。ちっちゃい子供なんてもう帰せないと、それはわかっています。私は、こういうふうに環境省で除染が完了したと。完了して、コンマ9にまだ平均で残っているのに、これで完了でいいのですかと。復興推進課長、コンマ9に、0.9に平均値で、これでも富岡の2つの地域、除染

が完了しましたと。これで富岡はオーケーなのですか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今議員がお持ちになっているものは除染検証委員会でもお示ししましたし、全員協議会の場でも示したデータだと認識しております。1度除染が完了した区域についての数値ということで出させていただいておりますが、現時点のものでありまして、ご承知のとおり28年度からフォローアップ除染、これを本格化してやっていきます。これについてはフォローアップ除染ほかのところと比べて線量が局所的に高いところ、ある部分についてはやや面的にも含まれるかもしれません。こういうものをしっかり28年度12月までかけてやっていく計画でございますので、今の段階で50%から60%低減しているというものについて、それでよしとするものではございません。当然フォローアップ除染をやる中でできるだけ線量は下げて、そして最終的に判断していくものだと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） フォローアップ除染でさらにやるという答弁いただきました。平均コンマ92からフォローアップ除染でどれくらい、さらに曖昧です。ここまでというのはないのですか。どの辺を目安にしていますか。もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 数字的に幾らというような目標値というのは残念ながら持ち合わせではおりませんが、少なくとも現状の示したデータよりは確実に線量は下げなければならないと思っていますし、局所的に高いところが数々残っている中で、その再除染を行えば線量的には確実に下がって、何割かは低減すると思います。その結果、これはやってみないと最終的な数値というもの、平均値も出ませんが、それでできるだけのことをやって、やれるだけのことをやって、それで総合的に判断してどうかということ町が提案する中で、議会の皆様にご協議申し上げるといような形になるかと存じます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 町長の答弁も復興推進課長の答弁も前向き、さらにフォローアップでやりますとか、努力するという話は聞きますけれども、閾値、この数値というのは本当に曖昧で出てこなかったのが残念です。まだ諦めないで、またこういう問題が発生した場合には同じような問題やらせてもらいます。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。第2次復興計画において長期退避、将来帰還、こういったものを町では盛り込みました。それで、住民の意向調査、こういったものを見させてもらったときに、長期退避、将来帰還で今は決めていないけれども、将来戻りますよという方々の数が大体500世帯ぐらいありまして、その中の6割、直ちにかから10年以内ぐらいに戻りたいが300世帯ぐらいで、残

り200世帯、4割がいずれは戻りたい、20年になるか、30年になるかわからないけれども、いずれは戻りたい、そういうようなアンケート調査になっているのですが、町の第2次復興計画の中で、今は判断できない、判断しない、そういった第3の道の人のための政策がちょっと曖昧なのです。富岡町とのつながりを保ちながら生活が続けられるための支援、具体的にどういう支援を考えているのですか。その辺を詳しく教えてください。20年も30年も待っているわけですから、どういうふうなことできますか。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

議員ご指摘のとおり具体の施策がなかなか見えてこない、ある意味おっしゃるとおりだと思っております。今お話しできないことが大変残念ですし、申しわけないことはたくさんありますけれども、まずは第3の道、町長答弁にもございましたが、戻りたくても、さまざまな事情で戻ることができない、またはしばらく長期退避したいのだという方についての支援について、先日具体のお話を始めるために、復興2次計画の検討委員の方々が出された復興計画の資料編というものでございますが、そこを土台として町職員横断的に話し合いをする場を持っております。その場が第3の道アクションプランをつくっていく中心になるということで、今後重ねて議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。町長の答弁の中にもありましたが、その議論の中では当然心のつながりであったり、一時帰宅をどのようにサポートしていくかとか、それから町内にある資産をどのように管理保存するのかといった観点からの議論が中心にはなりますが、そのほかにも当然たくさんのアイデアがございますので、アイデアがあるというのは復興検討委員会の中で出されたアイデアたくさんございますので、そういう形、それをどのように事業化していくか、具体化していくかについて来年の6月から7月、夏ごろにかけてお示しできるように検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

あわせて、第3の道といいながらも、これはなかなか言い方が悪いかもしれませんが、もう帰らないと決めたのだ、帰れないというふうに決めたのだという方についての支援もどのようにできるか、どんなものがあるのかを含め、それができるのか、できないのかというところについても、それからもう帰れないといった方についてどこまで継続して支援ができるのかといった観点からも議論はしていきたいというふうに思っているところです。しばらくお時間はいただくようになりますが、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 復興計画ができて、アクションプランができて、ただ具体的にはまだ何も決まっていなくて、これからですよというふうなお答えだと思います。やはり人間どこに住んでも、富岡に戻っても、将来戻りたい、ではとりあえず県外に行こうかと、そういう人たちにとってもやっぱ

り生活していかなければならないです。情報の提供だけで生活できるかと。なかなかできないと思います。町に戻る方は、例えば公設民営の話とか、どんどん戻ってくればこういうのあるよというよなものは情報提供というか、そういう施策はあるのですが、どうも戻らない、長期戻れない、そういう人に対して戻ってくるよという人とのアンバランスというか、行政サービスのアンバランスがちょっとあるのではないかと。やはりそれは例えば国がやる問題で、グループ補助金使って自分でよそに行って商売やったらと言われていたような気がして、町としてどこに住んでいても、同じようにやってくれるのかどうか、その辺の考えどのように考えているかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員ご指摘、実は我々の矛盾として感じているところではございます。大変申しわけないと先ほど申し上げたのはそういうところでございまして、議員からではございませんが、世間様からのご批判として富岡町が29年4月の帰還開始を目指して、どうしてもハード先行で、ハードだけやっているよというご批判もいろんなところからございます。ただ、これは言いわけに聞こえるかもしれませんが、今の時期、まずはふるさとを守るという観点から、町内でのハード事業に近いものを先行させているという事情も理解をいただきたいというふうに思っております。議員ご質問の方向については、我々の矛盾、それから足りないところというふうに認識して、先ほど申し上げた形で検討を始めておりますし、これについては議会を初め町民の皆様へ素案をお示ししながら、ご意見を伺いながらということになろうかと思っておりますので、若干おくれてはおりますが、やるのだという気持ちではおりますので、そこのところをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 幾ら聞いても具体的に出てこないものをまた聞いてもしようがないというか担当者を苦しめるだけなのですけれども、確かに課長言うようにとりあえず富岡ににぎわいを、これは理解しています、私も。やはりそうすべきであるし。ただ、住民意向調査とか、いろんなアンケートを見ると、かなりの方が新天地というふうに決めている方も多いので、戻られる方よりも戻れないという方のほうが私ははるかに多いと思います。ですから、確かに町の予算、町の人員で1万6,000全ての町民がよそに行っても生活が成り立つようにしてくださいと言われても、かなりこれはできるととできないこと、これは私はわかっています。ですから、町にやってほしいのはやまやまでも、町が国、県に要望しながら、他県に行った方、県内のいわきとか郡山とか会津、福島、こういったところで新たなお仕事をされる方、これを富岡に戻ってやられる方と同等に平等にやれるような施策を、極端な言い方をすると例えばグループ補助金、使い勝手のいいグループ補助金のようなものをよそに行っても補助でお願いできないかと、そういうような働きかけをする考えがあるかどうか、この辺を聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません。ありがとうございますというのがちょっとおかしいのかもしれないんですが、ありがたいご提言と意見だというふうに私ども感じました。そういうことの働きかけをしないのかということのご質問ですので、今後ともしてまいる。現在ちょっと見えにくいところがございますが、今もいろんなことで国、県に提言は、申し入れはしていますし、今後ともそのような形でしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今課長のほうから前向きにやってくれると、国、県に対して要望してくれるというお話がありましたので、この2番目の質問は終了させていただきます。

それで、最後に大きな2番目の町職員の取り扱いについて、この質問に移ります。やはり原子力発電所事故に伴って、役場職員の方、警察官、消防署、いろんな自治体の方は不眠不休、家族がどこに避難したのかを心配しながらも住民誘導に当たってくれた、これは事実です。そういったことで川内とか三春、郡山と一生懸命働いてくれました。働いてくれた方々に対して、例えば東京電力に行政賠償で超勤もらうように請求した。こんなのは当たり前のことなのですけれども、やはりもう4年も5年も、最短で6年間富岡の本庁舎には戻らないということであれば、小学校1年に上がった子供は中学生になります、6年間で。そういったちっちゃい子供を抱えている職員、あとは親の介護やっている職員の方、富岡に帰ったって伸生双葉会が即オープンして人が集まって、特老のようなものをオープンできる状態でない。やはり親を見捨てると言ってはなんだけれども、どこかに預けて、自分だけ戻るといってもいかないし、そういった中でいろいろ苦勞されている中で、やはり私は富岡の本庁舎には戻れないと。単身でどうだという意見もあるかもしれない。しかし、定年まで1年、2年であれば、気合いで1年、2年頑張るかという方もいるかもしれないけれども、若い人は20年も30年も郡山、三春から富岡まで山越えしながら、冬場は雪道を通いながら、そういうような状態でやっているものかどうか。そういったときに今町長のお答えは、住民から今アンケート調査中、そういうふうなお答えもらいましたけれども、意向調査というか、一人一人のヒアリング、それはもう既に完了していると思うのですが、必要な面談をするというような答えもありましたけれども、私はやっぱり国策の被害者である職員の方にどのようなフォローというか、配慮といいますか、そういうものを考えているか、具体的にお答えできれば聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。余り具体策というものが見えてこないかもしれませんが、ご理解を賜りたいと思います。

先ほど町長答弁の中でも申しましたように、避難している多くの町民の方と同様に職員もいろいろな問題を抱えておられて、町内に戻れないという職員もいるというふうには認識をしております。町としましては、町に戻るまで、そして戻ってからも町の復興、それから町民の方の支援、そういっ

たものに欠かせない戦力となる職員でありますので、できる限り職員全員が町職員としての仕事を継続できるように最大限努力をしてまいるといふ考えであります。そのために個々の個別の事情等も伺いながら、役場、富岡町内、それから支所、出張所というものもございまして、そういったところの勤務も考えながら職員には対応していきたいといふふうに考えております。どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今総務課長から支所とか出張所という働く場所があるよと、いろいろ考えているというお答えあったのですが、やはり早くても29年4月に本庁舎再開ということで、今課長が言うように郡山支所とかいわき支所勤務となっても、それは定年退職まで3年、5年くらいの職員であれば支所勤務でいいのでしょうか。20代、30代の人が残20年、30年も支所勤務あるのですか。働く場所がいつまでもありますか。暫定的な話ではなくて、根本的な解決になっていないのではないのですか。私は、再就職先をあっせんすべきだと思うのです。やはり国策による被害者です。であれば、国、あとは県、できれば市町村なんかにも声かけていただき、特別採用枠というか、40になっても年齢制限のない採用枠で採用してもらえればと私は個人的に思うのです。課長、先日エコテックで県内の指定廃棄物をもらうということを町長判断しました。富岡町は、第二原発の立地町ではあるけれども、原発事故を起こした第一原発の立地町ではないのです。にもかかわらず、もらうとした判断。やはり原発を誘致してきた、電源交付金をもらいながら、原発立地町としての責任を富岡と橋葉がやはり責任を感じて決断されたのかなと私なりに理解しているのですけれども、そういった中で会津のごみ、中通りのごみもらう決断したのでしょうか。今度は苦しんでいるのはこちらなのです。相手に対してお願いすることはできないのですか。その辺を町長からお願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃられることもごもっともと存じますが、同じ繰り返しになりますが、職員の意向を丁寧に確認しながら、全員が職員として継続できるよといふのが今私の考えているところございまして、現時点で職業あっせんするか、しないかという部分については今白紙の状態でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今議員がおっしゃられるように、フクシマエコテッククリーンセンターを受け入れるという苦渋の決断をしたといふのはそういう意味ではございません。履き違えないでください。私は、震災、そして津波、第一原子力発電所の事故、これらの複合災害から一日も早く再建したいという意思のあらわれです。それで苦渋の選択で容認いたしましたわけですから、それが全くそういうことだと履き違えないでください。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今町長から複合災害から一日も早く再建したいから、エコテックをオーケー

したという発言出ました。これは、エコテックをオーケーしなかったら、複合災害から再建できないのですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ええ。あなたはいつでしたか、栃木県に行って、ごみ引き受けてもいいですよねという話をしましたよね。これって特措法がもう既に決定している状況の中で発言されたと思います。これらでは全くもう道理も法律も無視した話であって、私としてはそういうことではないのです。この放射能に汚染されたごみ、これいつまでも福島県のを、どこででは処分するのですか。そういう意味では大変大切な施設だとも考えていますし、福島県の環境回復には何でかんでなくてはならない施設だと思っています。そういうことを理解できないようでは本当に残念です。これらは当然、皆さんはどのような考えがあったかわかりませんが、これらについては町長の判断に委ねるといような話もあって、私が判断させていただいたわけですから、その辺をご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 私の去年の一議員としての政治活動にまでご意見いただきました。特措法がある。特措法があるのは私は百も承知で、前段に特措法はあるけれどもという発言はさせてもらいました。それと、エコテックにということではなくて、きちんとしたコンクリート二重構造のものを帰還困難区域でというようなこともつけ加えさせてもらいましたので、ちょっと町長のほうが履き違えて解釈しているようなので、ちょっと本件とは違うから、こっちに置いておきます。

それで、町長の引き受けた意思是そういうことだということは理解しました。ただ、私が町長にお願いしたいのは、直ちに会津とか、中通りとかごみを運んでいただいて、福島の復興のためにという気持ちで引き受けたと。だから、私は富岡町から出たごみでもないのに、富岡町が福島の復興のために苦渋の決断をしたと。であるから、富岡町でも困っている問題を皆さんでもお願いできませんかという質問なのです。再就職先のあっせんというのは、やはりごみをきれいに運び出してもらってありがとうねと、富岡町の英断によって運んでもらってきれいになりましたよと。今度はでは富岡町のほうも困っているのであれば、私らも協力しましょうかと、そういうようなことができませんかという質問なのです。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。5番さん、申し上げますけれども、一般質問通告内容はあくまでも職員の今後の取り扱いということで、関連の部分までは私も黙って聞いていたのですけれども、余りにも別な方向に行っていますので、本題に戻していただきたいのです、一般質問は。

○5番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 議論ちょっとかみ合わないところがありますので、1点私からも答弁をさせていただきますと思います。

議員の職員に対する思いというか、これまで必死になってやってきたということでの質問だと受けとめておまして、私もそういった職員に対する思いというのは非常にありがたいと思いますし、私もそのようなことで私の立場、職務を全うしたいと思います。今のご質問は、再就職先をあっせんしてはどうかと、これは一つのご提案だと思います。ただ、これ庁内でもいろいろ議論はさせていただきました。そういったご提案あるのも承知していましたので。まずは大前提として、これも繰り返しになります。長期化しているので、職員の皆さんがそう簡単に富岡戻るといっても、なかなか戻れない。それは、先ほど議員からお話あったお子さんの問題、親御さんの問題、本当にあります。5年もたちますから、当然そういうものもある。我々今何しているかといったら、そういった実態をやっぱり把握して、どのような形であればより、困難なのは承知しているのですが、なるべく戻ってきやすいような環境つくれるかというところでございます。ですから、一段飛んで再就職先をあっせんするべく方向で検討は今のところはしていないというのはご理解ください。現状としては、やはり貴重な大切な職員です。これから町の復興というのは事業量がどんどん、どんどん膨れ上がってきている中で、せっかく富岡のことを知って、町民の皆さんとコミュニケーションとれる職員の皆さんを違うところにどうぞとはなかなか、それはエコテックとかのそういう問題全く置いておいて、なかなかできない。できる段階でないという判断です。ですので、議員のお考えは私も共有しますけれども、その手法として再就職先をあっせんすべきかというご質問については今のところ検討の段階には至っていない。まずは実態を把握して、どうあれば帰町に向けて職員の皆さんが戻ってきやすい環境にできるか。あるいは、どうしても本当に戻れない場合はどういった対応がなされ得るかというあたりを今検討している段階というのが現状でございますので、ぜひこのような現状についてご理解いただきたいと思ひますし、議員の思いもかみしめながら、大切な職員ですから、職員の皆さんと一緒に富岡町の復興を遂げるといふような方向に持っていきたいと思ひますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 大変わかりやすい説明で、すごく言っている意味を理解していただいたという感覚です。これで私もこの件に関しては理解しました。ただ、やはりあと29年4月までもう1年と数カ月。まださらに帰町宣言があつてからも、やはりかなり単身赴任とか、厳しい状況で通われる方も出てくるのかなと。山越えしながら、冬場アイスバーンとか。これは、絶対労災事故がないように、その辺は副町長、ちゃんと気を配ってやってください。今の答弁で私の質問が1段階飛び越えた、まだ調査の段階なのに、さらに上を要求していたということで理解しましたので、きっちり調査した上でしかるべき対応とってください。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

2時17分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時06分)

再 開 (午後 2時17分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

続きまして、1番、山本育男君の登壇を許します。

1番、山本育男君。

[1番(山本育男君)登壇]

○1番(山本育男君) ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

初めに、移住、定住、交流については、他町村に移住もしくは定住するという町民が今後増加すると考えられますが、また他町村から町内に移住、定住を考えている方もいると思います。町は住民との交流についてもその支援事業、それから施策の展開は今後どのように考えておられるのかをご所見を伺いたいと思います。

次に、高齢者見守りネットワークについては、少子高齢化により全国的に孤立死の問題がありますが、帰還する高齢者等の安全を守るため、見守り体制の構築が重要になると思いますが、どのような体制づくりを進めるのかご所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 1番、山本育男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 1番、山本育男議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、移住、定住、交流について。(1)、事業の展開はについてお答えいたします。4年9カ月が過ぎた今も避難生活が続いていますが、全ての町民の皆様にはいつまでも富岡町とのつながりを保ち続けていただきたいと切に願っており、今般作成に着手いたしました第3の道アクションプランの中で、ふるさと富岡とのつながりが実感いただけるような施策を検討してまいりたいと考えております。具体的にはさまざまな可能性を探っているところではありますが、長期退避される方々や移住された方々と町とが互いに情報を交流できる基盤の構築や町にお立ち寄りいただける環境整備や機会の創出、アーカイブ事業やゆるキャラなど発信力のある媒体を活用した町のPRなど、さまざまな視点での具体化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、新たに富岡町に移住し、定住される方々との交流についても、新たにコミュニティーの形成を図り、町のにぎわいを取り戻す上で非常に大事なことと認識しております。地域とかがかわることができる機会の創出や復興を遂げる富岡町の姿並びに地域の魅力などを発信し、互いの理解を深めてまいることが必要で、今後の課題であると考えております。

次に、2、高齢者等見守りネットワークについて。(1)、帰還後の高齢者等の見守り体制の構築は

についてお答えいたします。さきに復興庁が行った住民意向調査からもうかがえるように、帰還希望町民のうち、高齢者の占める割合が高いことから、今後町は帰還高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるような体制づくりは急務であると認識しております。帰還後における高齢者支援体制の役割を担うべき団体は、震災前同様に町社会福祉協議会が主体となり、町総合福祉センターを拠点に在宅高齢者の支援をまいります。

一方で、私は行政や福祉事業者が行う高齢者支援事業には一定の限界があることも理解しており、高齢者などの見守りについては多くの町民の理解と協力が必要であると考えております。具体的な見守り体制のイメージは、隣近所の住民はもとより、帰還する全ての町民と事業者などが見守り協力者となり、警察や消防と連携をとりながら高齢者などを地域全体で見守っていくネットワークづくりが必要と考えております。現在町では帰還町民の具体的支援実施計画づくりの一つとして、健康福祉アクションプランの策定を進めているところであります。その中で高齢者の見守りの方法や体制の整備についても検討を行い、3月までにまとめたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 移住、定住、交流については、確かに富岡町の町民の方々がいろいろなところで、避難先で、もしくは職場の関係とかでそちらに移住をする。それから、定住をするという方もふえてくる。もしくはふえている状態になるのかなというふうに思っております。先ほどは5番議員の質問にもあったように、なかなかそれらに関しての支援というか、そういう手だてはないのだというようなさっき課長のお話もありましたので、その辺については今後いろいろと検討していただくということによろしいかと思っております。

先ほど町長からも答弁あったように、第3の道を選んだ方々が富岡町内に例えば体験して宿泊できるような施設等、それからもしくは町内に戻って自分のうちの片づけ等するのに、ホテルに何泊もして富岡に通うのではなく、富岡町内にそういった施設を整備することによって、第3の道を選んだ方々との交流もできて、それから移住、定住した方々もその施設を利用することによっていろんな交流ができるのではないかと思うのですが、その辺についてどんな考えがあるかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

先ほどの一般質問でもお答えしましたが、大変申しわけないことですが、具体が今まだお話しできるような状態にはないということを前提にお話をさせていただきます。先ほども第3の道の中では心のつながりであったり、一時帰宅の支援であったり、町内の資産の管理保全であったりというところを主たるところとして、主たる観点として考えていくというのが1つというふうに思っております。

ご質問あったように一時帰宅された際に宿泊所があったり、それから一時帰宅そのものを支援する制度があったりと、当然そういうことも考えていかなければなりませんし、先ほども申し上げましたが復興計画をつくる際の町民の皆様のアイデアの中にもそういうものもございますので、それらを参考土台としながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 済みません。本当にまだ決まっていないところでお話をしているというのがあれなのですが、あと一応私の考え方でいきますと宿泊施設はもちろんそうなのですが、そのほかに例えば今避難先で生まれたお子さんたちが今4歳、5歳になってくると。そういった方々って富岡町内には全然入ったことがないのだろうと思うのです。ですから、できればですが、そういった子供たちが遊べるような、また来て何か富岡町内で体験できるような、そういった施設なんかも今後考えていくべきだろうと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか、これ。教育長のほうがいいですか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 山本議員の質問にお答えします。

今富岡の町の中で小学校、中学校の整備を計画しておりますが、子供たちの集まり状況は必ずしもすぐにたくさんの子供が集まってくるとは思ってはおりません。富岡の小学校、一小、一中を中心に整備をする予定であります。少しでもにぎわいのある学校にするためにはそこに町民が集う、そういう場所にもしていければと思っています。そういう意味で高齢者はもとより、町外から来る小さな子供が、例えばしばらく親が、お父さんが自宅を整備している間、どこか部屋でお母さんと一緒に待っているような、サロンのようなところも整備できればと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、教育長の部分は幼稚園以上ですので、それ以前の乳幼児の部分については健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 乳幼児等に対してのそういった遊び場ということについては、先進地では屋根をつくって遊具を置いて、子供が遊べるような場所というものをやっております。今保健アクションプランの中でもそういった検討はしておりますけれども、そういった施設は今後大事だろうというふうには考えておりますが、そういった具体的な内容につきましては今後詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1つの質問でいっぱいお答えしてしまって、申しわけございません。議員の質問としましては、避難先で育った子供たち、それからこれから育つであろう子供たちに対して富岡町をどのように理解させるか、させていく方向で考えることが必要であろうということだと思

ますので、その観点からお答えさせていただきます。

私どもとしては、既にアーカイブ事業、いろいろなものの震災以降であったり、情報を集積していつて、今後教育につなげていきたいというようなこともありまして、さまざまなものを保存しているとそれを発信していくのだというところを既にやっていると、その観点からやっているとこのところでございます。今後もそれらを強化するような、それからそういう場を構築していくような観点から検討してまいりたいと思います。大変参考になるご意見だと思っておりますので、今後その方向で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。本当にぜひ検討させていただければありがたいというふうに思います。

もう一つは、移住、定住、交流。例えば廃炉の国際研究棟ができるということはもう決定済みでございますから、そこに100人から150人の人たちが来る。これ国際ですから、いろいろな国の方々が来るのではないのかなというふうに思います。そういった場合にもしかすると海外の方々が富岡にそのまま移住をしてくる、定住をしてくる。そういうことも1つは考えられるのではないのかなというふうに思っております。そういった場合にいろいろな方々との交流の場も必要ではなかろうかというふうに思います。そのために町としては空き地、空き家のそういったバンクの創設、それからもちろん相談窓口の設置も必要だろうし、あとは国、全国的に例えば移住、定住の相談会の実施とか、もしくは東京に行ってそういったPRをするなど、先ほどのゆるキャラ、とみっぴーが今度そういったことを担うのではないかなというふうに思うのですが、そういったことも必要だと思うのです。その辺について何かお考えがあればお聞かせ願えれば。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 全体的には今後の検討方向というか、検討材料ということでご提言があったものというふうに認識しております。ありがたいことだと思っております。その中に町内資産の空き家であるとか、それから空き地についてのお話がありました。先日新聞報道でございますが、玉川村でそのような宅建業協会等に委託してデータバンク化して、そのような利用を進めるというような報道もございましたので、私どもとしましても町内資産の管理、それから保全というところについては、それが全てではございませんが、それも一つの方法として考えておりますので、今後ともご提言いただいたものをもとにしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、産業振興課長、私はクラインガルテンなどというのも結構これ拠点づくりにはいい

のではないかなと思うのですが、例えば上手岡のほうに何カ所かとか、あと農地を利用して、宿泊施設兼畑とか何かをつけた、そういった施設なのですが、そういったものも整備してもいいのではなからうかなというふうに思うのです。これ経済的なものも含めて、そういったものが例えばうまく貸し出しができるのであれば、それが一つの交流の拠点になるだろうし、そういったことも検討願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 今まさに農業の方向性どうするかということで検討始めております。それで、議員おっしゃったことも当然というのは失礼ですが、そういう方向もあるべき姿の一つだと思っています。あと、農地とか何か、自然、いろいろ難しい問題ありますが、癒やしの効果があったり、そういうものも含めてきちとした形で管理できれば可能かと思っておりますので、その一つの方法として検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） それでは、今まで各課長さんからいろいろ検討するというお話が出ましたので、地方創生のためにもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、見守りのネットワークについて。これについては町長答弁にあったように、全くそのとおり、アクションプランの中で検討して、3月までには終わりたいというふうなことだと思います。ただ1つ、緊急通報機器の整備、これはやっぱり高齢者の方々、今富岡にもし帰還した場合に隣近所が誰もいなくて、私一人で帰っても、とても安心、安全な生活なんかできないので、私は帰れないですという方もいらっしゃいました。そういった人たちをサポートするためにも例えば緊急通報機器の整備、室内センサーでとか、それからあとは外出のときにはGPSを持たせるとか、そういったことも考えられるのではないかなと思うのですが、これはちょっとお金もかかることだし、いろいろ検討していただくということでどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 高齢者の帰還意欲というのは非常に高いものがありまして、そういった帰還をされた高齢者に対する見守り体制というのは非常に重要だというふうに我々も考えておるところでございます。つきまして、今緊急通報というような機械を使いましたサービスでございますけれども、そういったものをどんな状況なのかということでございますが、現在はもうひとり暮らしの高齢者には緊急通報システムというものを貸与しております。現在46名ほど貸与しておりますけれども、これは県の補助事業で貸与できるというようなこともありますので、ぜひ町内に帰ってからもこちらのほうは整備に向けて対応していきたいなというふうに考えております。

それから、見守りサービスについて、緊急通報のほかにもいろいろなGPSとか、センサーを使った高齢者の動きを確認するものとか、いろんな機器が今出ております。そういったものにつきましては、今後どういったものが本当に帰還をした高齢者に一番ニーズに合ったものかというものを十分検討し

た中で進めてまいりたいなというふうに思っております。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、あと社協を中心になんな意味で高齢者をサポートしていくというお話でした。これには、あと各企業とか各種団体の協力はもちろんそうですが、戻った方々の地域での見守りというのも多分一番大事になってくるのかなというふうに思っております。そういった意味では見守りをするためのサポーターを育成する、養成するような、そういったことも必要だと思ひますが、そういった講習会を開くとか、何かそういった考えもあひますか。どうですか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 見守りのまず方法論だと思ひますが、先ほど主体となるのは社会福祉協議会というお話を町長もしたところでござひます。私は、見守りの方法としては基本的には3つあるのだろうというふうに思っております。まず、1つは冒頭に申し上げましたように帰られた、帰還された地域の皆様がやはり会員となりまして、そういった組織体制をつくって、地域において異常が確認された、また町内をうろうろしている高齢者がいるなんていう場合は、そういった地域の方が担当部署に連絡をして対応するというやり方が1つあろうと。これは、地域力の中で高齢者を見守っていくという方法だろうというふうに考えております。もう一つは、やはり担当レベルによる見守りというのでしょうか。例えば社会福祉協議会という言葉も出ましたけれども、これからやはり地域包括支援センターであるとか、そういった専門機関がやはり要介護者であるとか、要援護者の高齢者宅を回って見守りしていくというような対応づくりも必要だろうというふうに思っております。それから、どうしても問題なのはやはり認知症とか、虐待とか、そういったケースの対応が一番困るものでござひまして、そういったものにつきましてはやはり今議員がおっしゃいましたように専門的な知識と専門的な研修というのは当然必要になってくるかと思ひますので、そういった養成を踏まえながら対応していければ一番よろしいのかなというふうには考えているところでござひます。

以上でござひます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ありがとうございます。ぜひ帰還者が安心して住み続けることができるような体制づくりをしていただひて、みんなが安全、安心に富岡町に住むということができるようにとつご努力をお願ひしまして私の一般質問終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

〔4番（遠藤一善君）登壇〕

○4番（遠藤一善君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさ

せていただきます。

まず初めに、大きな1番目ですが、これは帰還に向けた支援ということで、これから富岡町に戻る人のための支援策であります。まず、(1)なのですが、当然これから帰還に向けて、住むところもう4年、実際には5年、6年というふうな年月がたってしまったときに、どこかしらある程度直したい、放射能がついている可能性があるものを撤去して、新しいものにしたいというような考え方で建物を修繕とカリフォームを行っていくということになります。これは当町に限ったことではなくて、事前に帰還でこういう状況になっていた川内村とか楯葉町とかも同じ状態だったのですが、環境省は8,000ベクレル以下のものは一般廃棄物扱いということで、事業者が県内の処分業者に処分をしてくださいという考えなわけですけれども、現実になりますとなかなか居住制限区域のところのものをスムーズに持って行ってくれるということはありません。放射能の測定が各業者さんはマイクロシーベルトという単位で、大体このぐらいだったらうちでは引き取りますよ、このぐらいだったら引き取りませんよということをされている業者が多いというふうに聞いております。実際に聞いてみますと、そういう状態で廃棄物を処分する、処分しないを決めている状態であります。そのような中で、この放射性廃棄物を調べるというのは結構バックグラウンドがあるところでは難儀なところがありまして、実際には解除された楯葉町とか、いわき市とか、そういうところまで実際に持って行って、確実に線量が低いということがわかっていないと今度は収集、運搬をしてもらえないというような状況もあります。大きな工事のときには事前にいろいろできるかと思うのですが、これから起きてくるのは通常の今までの大工さんが民間の家にちょちょっと頼まれて入っていくという、そういう簡単な工事になると思います。そうしてくると、大工さんがそういう処分を簡単に処分できないと家にそのまま置いていたりとか、そういうことが起きてしまいます。実際に法律的には、そういうことをしますと業者の産廃業法違反ということになってくるわけですけれども、実際楯葉でもそういうことが以前は随分あって、工事をしたものを持って行ってもらえないで庭先に置いてあったということを考えますと、これから富岡町がそういうことが起きるといことはもう明らかではないかなというふうに考えます。そのときにこの放射線の測定ということをしちっとした施設で、我々がスクリーニングをして外に出ると同じような形でしていくということが非常に重要ではないかというふうに思いまして、この放射線の測定を一元化して、帰還に向けて家を修理したい人、倉庫を修理したい人、いろんな方がスムーズに工事の進行が図れるようにしていくべきだというふうに考えますが、町の考えはどうかということです。

(2)番目は、事業再開に向けた支援制度ということなのですが、今官民一体の合同チームで聞き取りをしていて、時々その状況が出てくるわけですけれども、やはり富岡に戻って事業を再開したいという人がいます。この事業再開というのにもすべからず事業を再開するという方と、住まいはちょっと離れたところにとりあえずはあるのですが、昼間の事業だけを再開したい。事業再開したい人の中にも今まで使っていたところがそのまま使えない。特に帰還困難区域も含めまして、まだそ

のところには行けないという人たちがいます。ただ、こういうふうになんか少しでも富岡町に戻りたい、富岡町で事業を再開したいという人を後押しをしていくということが非常に重要ではないかというふうに思います。何回もグループ補助金の話は出てきますが、やはりグループ補助金の場合にはいろんな制約があります。グループ補助金を必ずしも使わなくても、町のほうでグループ補助金と同じことをしろということではなくて、そういうことをしようとしている事業者、いろんな職種の人たちがこれから必要になってくるわけで、そういう人たちの後押しをするためにも、町独自でそういう事業再開をしたいという人たちに、いろんな制約のない状態で支援策を設けるべきではないかというふうに思いますので、その辺町の考えをお聞かせください。

続いて、大きな2番の町民組織の支援なのですが、これは富岡町内のことではなくて、現在町外に避難している富岡町民のことです。通告のほうには各種自治会並びに町民組織ということで書いたのですが、仮設の自治会というのは今もきちっとされておりまして、仮設の自治会ということよりも、自治会ということで、県営の復興住宅等にも自治会がだんだん立ち上がってきているという報告は受けておりますが、当然県営の住宅でありますので、富岡町民だけではないという話を聞いております。ただ、その中でやはり県営の復興住宅、遠くにいても、まだ富岡町が整備されたら富岡にその後戻りたいというふうに考えている人もいらっしゃるというふうに聞いております。そういう中で、そういう人たちがこれから戻るときにやっぱり情報が必要だと。特に仮設から移った方なんかは仮設は復興支援員もいて、いろんな形で隣近所もいて、話をして、そこから対面で情報を仕入れていたわけですが、そういう情報の仕入れが極端に低くなってしまっているというような状況を言われます。そういうところで同じように借り上げ住宅とか、自分の住宅に住んでいる人たちもそうなのですが、大きい町民の組織はまだ数少ないと思うのですけれども、そういう中で独立して帰るのを待っている人たちの情報交換とやはり富岡町民同士での話というのが非常に重要になってくると。ただ、重要になってくるのでやるにしても、皆さん自由にやってくださいということではなくて、例えば震災前の富岡町の行政区であれば、行政区に区長さんがいて、役員の方がいて、班長さんがいてという形で、そういうある程度の単位の中で自分の周りのことの話を受けて、そしてそれを行政区から町にこういう要望があるよとか、こういうことをしてほしいとかいう流れがあったと思うのですけれども、やはりそういうことをしながら、町民と面と向かった意見を吸い上げていく。町職員が全員を回ろうといっても難しいので、やはりそういう地域のネットワークをうまく使っていくということが必要ではないかと。そのためにはそういう組織の運営に向けて、やはり支援がないとなかなか続かないというふうに思いますので、ぜひとも行政区のときと同じようなシステムの採用を考えて、県内のいろんなところの地域をうまく町民のネットワークがつかれるように運営をしていく。そのための充実策が必要ではないかというふうに考えますので、その大きな2点についてご質問いたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、遠藤一善議員の一般質問にお答えします。

1、帰還に向けた支援について。(1)、帰還に向けた建築物の修繕を行った際発生する廃棄物について、放射線の測定を一元化し、スムーズな工事の進行を図るべきと考えるが、町の考えはについてお答え申し上げます。現在町内において、帰還や事業再開に向け、建築物の修繕を行った際に発生する廃棄物のうち、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものについては指定廃棄物として国が処分することとなっておりますが、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物については廃棄物処理法に基づき、事業施工者が事業系廃棄物として処分することとなっております。現状として、産業廃棄物処理業者は時間当たりの空間放射線量による独自の基準を設け、受け入れていると認識しております。今後リフォームなどによる事業系廃棄物の増大が見込まれる中、町といたしましては一元的に放射線量の測定が可能な環境の提供も含め、スムーズな処理ができるよう関係機関と協議を進め、検討してまいりたいとともに、処理を引き受ける処理業者の確保を環境省及び福島県産業廃棄物協会に強く求め、復旧、復興を加速させてまいりたいと考えております。

次に、(2)、町内での事業再開に向け、誰もが自由に使える町独自の支援策を設けるべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。事業再開に向けた中小企業などの支援策については、これまで国を初め県において各種補助制度や支援制度などさまざまな支援メニューが実施されております。また、町独自の事業再開支援策としては、被災事業者が事業所を町内に戻す際の補助金を設けております。この中でご存じのとおり国においては、平成27年、28年の2カ年間を集中期間として、住民の帰還に向けた環境整備、事業者の自立支援を図るために、国、県及び民間から成る福島相双復興官民合同チームを設け、現在被災事業者約8,000事業所を対象として訪問相談支援を実施しております。また、この経過を踏まえ、年内にも当該事業の取り組み状況の再点検や自立支援施策の拡充の方向性などが示されることとなっております。町といたしましては、まずはこの自立支援策の内容を十分に見きわめ、また必要に応じて国の示した施策などに対して弾力的な対応を図っていくとともに、一部にニーズに合わない、使いづらいとの指摘のある現行の制度の見直しを含め、町の実態に即した支援策などを検討してまいりたいと考えております。

次に、2、町民組織への支援について。(2)、各種自治会並びに町民組織に対し、会運営のさらなる安定化に向け、組織及び役員への支援を震災前の行政区運営と同様に充実させるべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。東日本大震災後、町民がまとまって避難生活を送る応急仮設住宅に新しい町民コミュニティが生まれ、自治会組織が立ち上がりました。自治会役員の皆様には仮設住宅内の連絡調整やコミュニティの育成、見守り活動など、町と入居者の橋渡し役として活動していただいていることから、行政区と同様に位置づけして役員報酬を支給しているところであり、そのほかにも入居戸数に応じた助成金を交付して、仮設住宅自治会の活動を支援しております。また、昨年11月から町民の入居が始まりました復興公営住宅につきましても、自治組織としては応急仮設住

宅自治会と同じ性格であるとの観点から、同様の取り扱いを考えているところでありますが、複数の自治体の住民が入居する団地もあることから、現在福島県と協議を行っております。

一方、各地の避難先で借り上げ住宅などに入居された町民有志により、町民同士の交流や親睦、情報交換を目的とした団体が自主的に立ち上げられました。これら団体の活動は、町民のきずなの維持に重要な役割を果たしており、町といたしましてもコミュニティづくりを推進する団体として、その活動に対する助成金を交付しているところであります。現在住宅再建が進むなど避難のあり方が多様化しており、各種町民団体の活動状況も変化してくるものと思われませんが、今後も現状把握に努め、コミュニティの維持のため、それぞれの活動に合わせた支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず初めに、放射線の測定の一元化ということで、これからそういう環境をつくっていかうとしておりますという答弁だったのですが、具体的にどのような方向性で測定をしていくのかというような形で考えているのか、検討の方向性が、もし考えていることがあればお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、具体的な方向性ということでございます。この問題については議員より少し前にもこのようなお話は何ったところで、私も大変心配しているところでございます。到達点といいますか、着地点は、やはりスムーズにこの事業が回って、復旧、復興が加速するところが大切だと思っております、具体的にではどのような方向性かということについては、実は国、国といいますのは復興庁、それから環境省、あとは県、県は産業廃棄物課、それと福島県産業廃棄物協会、このような関係機関と今意見交換なり協議をさせていただいております。この問題を解決するのに、ではどのような形がいいかということについてはまさに検討をさせていただきたいと思っております。同じような環境の自治体もございます。同じような環境の自治体もございまして、それから県もこの問題についてはそれぞれお考えをお持ちになっているということは伺っておりますので、しっかりとその辺を確認しながら、例えばどこかの町がやるからやるとか、どこかの村がやらないからやらないということではなくて、富岡町として実際にこの問題についてはしっかりと検討をさせていただいて、どのような方法をとれば効率的に廃材を処理できるかというところを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 国、県、協会ということで話をしていくということなのですが、当然国、県が入って、環境省や復興庁が入っているということになってくると、現時点で一般のものではないに

しても、例えば解体をしているものとか、災害瓦れきなんていうのはきちっと放射線管理をして、分別をして焼却に回したり、鉄のものは売ったりとかというふうになっているというふう聞いておるのですが、そういうところも含めて一元化ということは可能性はあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今のお話のとおり国、環境省は、国の事業として解体を行っておりまして、解体をして出た廃材については津波浸水区域の仮置き場、仮設焼却施設の西側にございますが、ここに分別して今置いております。これについて業者独自の基準である空間線量率を測定して、一定の基準以下であれば産業廃棄物処理業者が処分しているという状況でございますが、今やっている国の事業はご承知のとおり特措法の中で対応しているという事実がございます、一般の例えば今後住宅をリフォームしたり、そういう建築物の修繕に係る廃材の処分については事業者が処分するという廃棄物処理法でやっているところから、できれば一緒にやっていただければありがたいという話で交渉はしたところでございますが、やはりその法律の壁があって、処分についてはそれぞれ別の法律なものですから、一体にやるということは難しいというお話は承っております。津波被災地で行っている解体事業についても、ではどのように行われているかということについても今後しっかり検討させていただいて、どのような形がうまくスムーズに回っていくのかというようなことも含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 毎度毎度法律の壁というのが出てくるわけでありましてけれども、一番大切なのは避難している住民が自宅を直すということは、賠償金の中からそれができるわけですが、せっかく家を修理するために、もとに戻すために賠償金が出ているのに、それが家を修理する、廃棄物処理も修理の一部だと言われればそれまでなのですが、本来ならばスムーズに処分ができるものを放射性物質がついているというだけで、非常に無駄な労力とそこにかかる金銭も発生してくるわけです。そういうことはやはり余計なことなので、ぜひともそういう余計なことはなしに、普通の大工さんが、今までやっていた大工さんが普通に仕事ができるということがリフォームとか復興を進めていく上の一番重要なところだというふうに思いますので、ぜひとも環境省に対しては、処分はどのみちしなければいけないわけですから、処分は自分たち、事業者。事業者がするという事は、持ち主がするという事なのですが、そういうことができるように、処分までしると、本来処分までしてもらえればいいのですが、そこは若干通常の状態ということで考えれば、この放射能のところだけはきちっと一元管理してほしいというふうに考えます。その辺は強く言っていただきたい。

それから、先日の特別委員会のときに、東京電力のほうにやはりそういう旨の発言をさせていただいたときに、東京電力のほうから町から要望があればというような発言が、やっていってもいいような発言があったのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 先週の全員協議会の席で4番議員が提案された件については、復興本社の代表が答えたと認識しております。その件については今回の質問と重複する点がございましたので、私のほうでも復興本社の責任のある立場の方に確認をさせていただきました。その内容としては、このようなニーズがあって必要があれば、放射線の測定部門についてはしっかり対応させていただく用意はできるというようなお話でございました。これまでスクリーニング会場、人体のスクリーニング会場等でも東京電力さんにやっていただいているような経緯もございました。ものが違いますが、同じように測定については東京電力さんとしてはそれなりに対応できるというようなお話は伺っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 方法というのはたくさんいろんなルートがあろうかと思うのですけれども、やはり2年後の帰還に向けてのリフォーム需要が徐々に徐々に、町民の方々も帰れるのなら直さなければという気持ちが少しずつ少しずつ出てきていますので、スムーズに移行できるように、大体暖かくなるとということが多いので、できれば年度内にはその方向性をきちっと決めていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも鋭意努力をしていただいて、年度内にそういう方向性がきちっと決まるような形で交渉していただければというふうに思います。

続いて、(2)なのですが、ちょうど11月18日付の民報新聞社さんのほうに事業再開意向ということで、各町別が出ておりました。富岡町で将来帰還して再開をしたいと、あと休業で、帰還して地元で再開をしたい、あとは帰還して地元で事業再開、継続を希望するとかということが再開済み、休業中、その他という中で出ておまして、その中でも希望している数が結構多いわけです。2桁まではっていないのですけれども、100件の事業者以上の方々、そういうふうに思っている方々がいるということになりますと、やはりそれを後押しするというのが非常に重要だと思うのです。今町長の答弁の中には国の施策を見てから、その後町としてということなのですが、国の施策がいつ出るのかということもあるのですが、やはりそういう国の施策を待たないまでも、もう始められる人はどんどん行く。町独自の支援事業も自由度が高くないのです。自由度が高いというと、いろいろあろうかと思うのですが、やはり当たり前ですけれども、こういうものには使えるけれども、こういうものには使えませんよというようなものがあります。ただ、事業再開するには業種によっていろんなものがあります。動かせるものだけでも、買わなければいけないもの、そういういろんなものがある、どんなものにも使えて、この金額の中は自由に使っていいですよというような形、自由にとっても限度があろうかとは思いますが、やはりそういう事業を再開して、仕事をするのに必要なものをきちっと準備できるような金銭に使えて、そしてそういう人たちがどんどん、どんどん後押ししていく。当然今回の商業施設の再開と同じように、こういう施設があって、こういうところで皆さんどうですかというようなことも含めて必要かなというふうに思うのですけれども、国の施策が年度中に

出てくるということであればまた話は別なのですが、できたらもう来年度4月以降からはそういうふう
に事業再開した人の背中を押してあげるような支援策が先行してでも必要ではないかなというふう
に思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

国の施策を待つということではなくて、ご存じのように今回の官民合同チームについては従前
ですと津波地区も含めたいろんな補助制度ございました。先ほど申し上げましたように原子力災害に特
化していないためか、やはり使いづらかったり、いろんな問題がございました。今回のはご存じのよ
うに被災12市町に限られた中でのものなので、従前よりは使い勝手のいいようなものだったり、拡充
策が出てくるのではないかと期待も持っております。その中で現在言われていますのは賃金高騰
対策とか人材の確保、販路開拓とか、初期投資の問題とか、あと継続的な町づくりに対する施策を拡
充していくと。しかも、中間にはなると思いますが、12月中にはその方向性が出されるというよう
なことでございます。町長申し上げたのは、12月に出るとすればというか、出すと言っていますので、
やはりもう近々の問題ですから、それらをやっぱり十分に見きわめて、その足りない部分とか、ある
いはそれに上乘せとか横出しという言葉があるのですが、町として必要な独自の政策はやっぱりそ
の中で上乘せしていくというような考えで申しています。

あと、一方で町のほうの事業再開の補助金がございますが、確かに固定したものとか、そういう形
で制限がございます。ただ、それはやはり本来の目的以外のものに使ってはだめだよという補助金そ
のものの根底的な考え方があって、それが公的支援のなかなか限界で、個人資産の形成は不可という
形の原則でございます。ご存じだと思います。ただ、そうはいっても、今回のような未曾有の災害の中
ではやっぱり最低限のスキームだったり、議員がおっしゃるような個人が自立できるような後押しし
ていうのは必要だと思うので、その間でどう動けるかだと思っています。ですから、そういう難しい制
限はあるものの、やはり町としては、あともう一つは誰もが自由に使えるという形なのですが、業種
によってやはりいろいろとあると思います。初期投資が大きな業種だったり、あと住民が先行して帰
らなくても、ある程度成り立つ業種だったり、あるいは住民の方が本当に定住しなければならない業
種だったりするという形あると思います。ですから、その辺も踏まえたと大きな意味で誰もがとい
うのはわかるのですが、やはり町独自の政策はもちろんやるべきだと思っていますが、その辺も踏ま
えながら、やっぱり誰にでもというよりは目的に合った独自の政策というのをのおのおのつくって
いくような形かなと思っています。いずれにしても国の方針が出るようなので、その辺を見きわめ
て、その上で町としてできるもの、必要なものについてはやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 12月末に出てきてからということで、12月末にある程度方針出れば3月まで

3カ月間ありますので、ただ新年度予算が3カ月ではないとは思いますが、やはり前向きに、国も時々暫定予算なんていうのがありますので、そういうことでもしていただきたいなと思います。

それから、誤解がないように。誰でもということは、どんな人でもということではなくて、きちっと住民がこれから帰還していくために必要な事業を再開していく人、あとは富岡町でもともと事業をしていた人。実際的に富岡町で事業をしていた人がまた違う方向で住民に必要なものを、方向性は変わるが、自分でこういうことはできますよということも出てくると思うのです。そういうところも含めて、富岡町の町民が1人でも多く帰るのに必要な業種の人たちに対して積極的に後押しをして、そういう人たちが、まず必要のある方々が富岡町で昼間だけでもまず仕事をして、宿泊もしてというふうにだんだんくなっていくというステップを踏まなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひともこれは予算措置も含めて考えていただきたいというふうに思います。予算のことですので、これは要望というか、できる、できないということではないので、ぜひとも4月からそういうことの後押しができるような形で考えていただきたいということで1番目の質問は終了いたします。

2番目の町民組織への支援についてなのですが、仮設の自治会についてはということがありました。一番重要になってくるのが、確かに仮設に人がいっぱいいて、いろんな状況がなってきたというのは、今まではそうだったかと思いますが、徐々に徐々に仮設も自立する人、復興住宅に移る人、いろんな人が出てきております。その中で町でとったアンケートの中にも持ち家（一戸建て）、一戸建てか集合住宅は別にして、持ち家とか民間の賃貸住宅で、この先災害公営住宅に希望しない人はどういう居住形態をするかというところで出ています。ということは、おのずとそういう今町が認めている自治会組織、復興住宅の自治会は県と協議ということですが、そういうところと通常の今の仮設の自治会にいる人とのバランスが全然変わってくるはずなのです。ということは、最初のころのところにもう一度戻って、今ここの中で、今のこの現状が起きてきている中で、一戸建てに住んでいる人たちが、それは借り上げであろうが、自分の家であろうが、そういう地域で一戸建てのところに住んでいる人たちの町民のきずなをどうやって保つか。そして、やはり顔と顔、アンケートとか広報とかではなくて、やはりそこで誰かが顔と顔を合わす。それが1人の人がやるのではなくて、通常の昔の行政区のように区長さんがいて、役員さんがいて、班長さんがいてというような複数の人に対する支援というものが、自治会組織とかだけではなくて、そういう地域ごとに必要になってきているのではないかという提案なのですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域ごとに、仮設とか復興公営住宅以外のところにお住まいの方のコミュニティーみたいなのをどうするかということですが、これにつきましては今町民の方が町民同士の交流を目指して、自主的な活動を始めているような方もいらっしゃいます。そういった当該地域における自治会みたいなものを立ち上げようという方たちのために、そういった芽が出てきた場合には交流会活動の支援とか、広報

を通じて今現在は参加者を募るようなことで支援しながら、その地域における一つの交流の場、自治会まではいかないですが、広域コミュニティみたいなものをつくるような今活動をしてございます。実際そういうところで今少しずつ人数をふやして、最終的には町の広域コミュニティ団体として認定するような形に持っていきたいなと思っておりますけれども、そういうことをやってございます。今後もそういうことを繰り返し続けながら、町民のコミュニティを育成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そういうコミュニティができてから支援しますということではなくて、やはり私は順番としてこういうコミュニティをつくってくれたら、きちっとこういう支援をします。だから、町民の人たちのつながりをもっと持ってつくっていただきたいというふうに考えていかなければいけないのかなというふうに思います。大きく分けて、住民組織は県北、郡山、いわきというふうにあるわけですが、いわきも仮設にいた人たちが出ていったところが非常に皆さん、郡山もそうだと思うのですが、仮設から近くのところに行っています。復興住宅に行った人も復興住宅の中でのコミュニティというのはあるかもしれないですが、復興住宅の中にいる人もその地域の中のコミュニティだと思えば、そういう大きな意味でのまたコミュニティをつくっていくことも必要だと思うのです。例えば富岡のとき考えれば、新夜ノ森の町営住宅の人たちは新夜ノ森の自治会ではなくて、夜の森南の行政区の会員として、班長として各棟に人がいて、やっぱり地域の住民と運営をしていたというような形があるのですけれども、そういうことも含めて、もうちょっとこういうふうな組織で、こういうことを支援しますので、もうちょっと皆さんコミュニティをうまく、いろいろ考えている人に対して積極的に、これもやはりこの後10年、20年後に帰ってくる人のためにもそういうコミュニティを後押ししてあげることをしていかなければいけないというふうに思うのですけれども、先行してそういうような形をつくっていくということに関してはいかがお考えでしょうか

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先行してということですが、先ほどのご質問の中で、最初のご質問のところでのご説明の中で、復興公営住宅に入られた方、その中には全部富岡の町民ではない方の住宅もあるということで、実際そういうところがございます。その方たちにつきましての情報提供という形ですが、今考えているのが町のほうで町のコミュニティづくり推進団体、組織の登録に関する要綱というのを持っております。これは、自治会ではなくて、町民のコミュニティ団体として登録していただくのですが、原則として一応30戸以上というふうなことでございます。ただし、町民であれば復興公営住宅に入っている方だけではなくて、近隣の団地とか、それから借り上げ、それから自宅を再建された方、町民であればそういった方も含めた形で、その地域のコミュニティとして登録していただくことで町のほう

で助成することができるようになっております。一応30戸以上というふうな決まりにはなっているのですが、避難の分散化等に伴いまして、必要な戸数をまとめることが難しいことも考えられますので、この辺につきましてはちょっと緩和策を今後考えていきたいなというふうに考えております。そういった形で復興公営住宅、富岡町民が入居する団地、県内で約40団地ぐらい今後出てくる、全部で40団地ぐらいになったかと思いますが、そういうところを拠点にして、そういうところで町民のコミュニティーを広げていくというふうなことも可能かと思っておりますので、そんな形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） またいろんな話になってくるのですが、最後にやはり会を運営するのに、今十分な運営費をいただいているというふうに運営をしている人たちは思っていないようです。ボランティアで当然やってくれているわけですが、少しでもそういう町民がもうちょっと楽になるように、ぜひとも今ある戸数割の金額とか、そういうところも含めて若干見直ししていただけないかなと、プラスアルファしていただけないかなというふうに思うのですが、その点に関しましてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今コミュニティー関係の助成金を出しているところ、広域コミュニティーとしては県内外に5団体ございます。申請のときにはその年の事業計画等を出していただきながら、お話を伺って受け付けをしているところでございます。今後そういった団体の方とお話ししながら、必要な金額、足りているのか、そうではないのかというふうなお話も伺いながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどの質問ですが、これ1つの枠として、1団体に幾らという決まったものがあります。それで、その中でも戸数割というようなものもあります。それとは別に大きなイベント、あるいは大きな事業をやるというときにはまたそれに見合っただけのものを今も提供しておりますので、これらについては自治会そのものは町がつくってもらおうというようなことでお願いもしているわけですが、本来であれば自治会というものはその地域にお住まいの人たちが自主的に結成をしてそして町の情報をどういうふうにかッチする母体にしていいのか、それからコミュニティーをとっていくのにどういうふうな母体にすべきかというものは、この自治会をつくる人たちが汗をかいて、知恵を絞っていただきたいというふうに思うわけです。これが基本的な考えだと思います。ただ、今このような状況の中で、避難を強いられている状況の中ではなかなかそこまで回らなかったり、いろいろ課題となる部分もありますから、これらについては支援課のほうでいろいろとご相談させていただ

だいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 支援課と相談していくということで、今町長の答弁にありましたようにイベントよりも日々の活動がやはりボランティアに近い状態が多いということを聞いておりますので、ぜひとも来年度に向けて、その辺はもう一度支援課を中心に各町民組織と話をさせていただいて、そこを前向けに検討していただきたいというふうに思いますので、これは要望ということで、話はしてくれるということですので、話を伺って、ぜひとも町民のきずなが保てるような状態をつくっていただければというふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、3番、早川恒久君の登壇を許します。

3番、早川恒久君。

〔3番（早川恒久君）登壇〕

○3番（早川恒久君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私のほうからは大きく2つについて通告どおり質問させていただきます。

まず1つ目でございますが、帰還に向けた施策について、こちら2点ほどお伺いいたします。ことし9月に策定されましたアクションプランの中に町民の帰還に向けたソフト施策が示されております。1点目として、町民が主体となって町づくりに取り組める仕組みとして、町民参加型の復興まちづくり会社の設立を目指すと掲げておりますが、具体的にどのような取り組みをされる方向で進んでいるのかをご説明いただきたいと思います。

2点目ですが、現在町内の建物の解体が急ピッチで進められております。解除後にまだ解体をせずつ残るといふ家屋が多くなるのではないかと私は予想しておりますが、帰らない町民の土地や家屋の管理や活用等を町としてはどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

そして、2つ目の管理型処分場の交付金、地域振興策についてですが、先般町はフクシマエコテッククリーンセンターの受け入れを決断されました。議会のほうでも国と相当の時間の議論をしてまいりました。平行線の議論が続いたわけですが、最終的にはある程度国有化、そして施設の安全性が保たれたのではないかとということで私も理解はしております。大分国に歩み寄っていただけるなどは感じてはおります。これは、苦渋の決断だということは十分承知しております。ただ、これを受け入れた以上、国との約束はしっかりと果たしていくことが必要と思っております。議会としても今後監視していくべきだと私は考えております。

それで、今回の受け入れに対しまして、まず交付金についてですが、檜葉町と当町で100億円が交付されるということに決まりました。それで、この交付金ですが、自由に使えるようなものということで町としても要望してきたわけですが、町はどのような形でこの使い道を考えているのかということをお伺いしたいと思います。

2点目ですが、交流の場の創出という地域振興策が掲げられておりますが、こちらは国の回答によりますと町民が安心して集い、交流ができる花と緑を通じた交流の場の創出を検討と挙げられておりますが、国との協議の中で具体的にどんな内容で進められているのかどうかをお示しいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、早川恒久議員の一般質問にお答えいたします。

1、帰還に向けた施策について。(1)、町民主体のまちづくり会社はどのようなものかについてお答えいたします。まちづくり会社とは、住民や団体がみずから町づくりの担い手となるべく、全国各地において中心市街地や商店街の活性化、情報発信、人材育成などさまざまな目的で設置され、活動している組織であり、特に被災地においては復興を担う主力として積極的に活用されているところであります。町といたしましては、第2次復興計画において、町民との協働と民間活力の積極的活用を掲げ、さらにはさきに開催した町政懇談会においても帰還に向けた共助体制を構築すべきとのご意見をいただいているところであります。町民に寄り添ったきめ細やかな生活支援を進めるために、また町民が復興に参画できる場を創出するために、その設立に向け、検討を進めているところであります。

なお、会社設立後の活発な活動のためには町の復興に意欲的に取り組もうとされる町民の方々が活動しやすい組織を構築することが重要と考えますので、今後その方向性や事業内容などについて関係団体などと協議を重ね、早期の設立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)、帰らない町民の土地や家屋を町はどのように考えるかについてお答えいたします。町は、第2次復興計画でお示したように、町民と町とのかかわりの継続や将来帰還に努めることとしております。町内における個人の土地や家屋についても、一時帰宅や将来的な帰還に資するという観点において、保全や管理の仕組みづくりが必要であるものと認識しており、その検討を進めているところであります。

一方で、土地や家屋の処分を望む町民に対しましては、不動産取引に係る法令などを十分踏まえながら、町民の生活再建や町内環境の整備、魅力ある町づくりという観点から、できる範囲において支援してまいりたいと考えております。

次に、管理型処分場の交付金、地域振興策について。(1)、町では自由度の高い交付金を何に使用したいのかについてお答えいたします。国が行う管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に関して、福島県より交付される極めて自由度の高い交付金の使途につきましては、本町に交付される額が未確定であること、また交付金の使途制限が示されていないことなどから、現段階でお答えできる状況にはありません。しかしながら、交付金の交付が特定廃棄物の埋め立てに起因するもので

あることから、発生が懸念される風評への対策を含めた地域振興に寄与する事業などで、既存の交付金などが活用できない事業などへ充当するべきと考えております。

次に、(2)、交流の場の創出とは、具体的な内容はについてお答え申し上げます。本町においては、桜の名所である夜の森地区の中心に位置する夜の森公園などを主に活用して、交流イベントなどを開催してまいりましたが、当地は帰還困難区域にあり、当面の活用がかなわない状況にあります。本町が直面する複合災害からの復興には各種施設の復旧、整備はもちろんでありますが、町民相互のきずなの維持、再生や他地域の方々に本町への理解を深めていただくことも重要なことと認識しており、この観点から町民皆様はもちろんのこと、富岡町に関係する方々や来訪いただく方々が一堂に集える場が必要であり、このための公園を整備したいと考えております。

なお、一義的な交流の場以外にも立地が決定し、整備事業に着手する廃炉国際共同センター国際共同研究棟を核とする交流の場や再開を進める既存総合商業施設なども交流の場となり得るものと考えており、これらの積極的活用を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1の(1)ですが、まちづくり会社の設置についてということで、やはりこのまちづくり会社というのは基本的には町民がみずからつくっていくところが多い、世間的にはそうだと思うのですが、やはり富岡町は一度住めなくなった町ですので、本当にゼロベースからのスタートということですので、町の力がなければ設立できないとは思っております。一番問題なのは、この会社が誰が、先ほどもご答弁ありましたけれども、誰が中心になって、具体的に何をやるのかが一番大事なところだと思っているのですが、まだ決まっていないということでもありますので、何とも言えませんが、特に町に対しての強い思いがある町民が中心になってやるべきだと思っていますけれども、今のところそういう方を人選していることはあるのでしょうか。あれば名前までは言えないでしょうけれども、その辺どのように考えているのかちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

議員おっしゃるとおり町に対する、町への思いが強い方という方に会社を運営していただくことが非常に大事なことというふうには思っておりますが、まずは我々がさまざま想定することはあるものの、今それを申し上げるとこれからお話し合いをしていただく際の足かせであったり、たがをはめるような形にもなりますので、そこのところはちょっと今回控えさせていただき、今後今お話し合いをいただきたいと思っている団体と、団体についてはこれから会社の中心的なかわり合いを持つであろうと考える商工会であったり、それから観光協会であったり、建設業に関する協会であったり、また復興2次計画の検討をされた町民の皆様を代表する方であったり、当然役場もそこに入って、まず

は会社の方向性であったり、どういう形で設立、運営をしていくべきかというべき論からまずは話し合っていきたいというふうに思っています。これを実は今月末に1度開催して、そこで方向性が見出されればそこを発起人会にして、考え方を整備していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 前向きな答弁ありがとうございます。今課長からお話あったように、本当に積極的にいろんな他方面からの団体から出ていただいて、やっていただくということが大事だと思うのですが、なかなかこれを取りまとめるということが本当に難しいかと思えます。これ本当に重要な事業ではあると思うのですけれども、中途半端にやるのが一番逆に無駄になってしまうと思えますので、ぜひそういう中途半端にならないような形で進めて、町がまず段取りをしていただいて、最終的に民間の町民の方々が中心になって、町はもう立ち入ることができないような、そのぐらいの会社になれば、いろいろな面でこれから富岡に帰っていく方々の支援になってくるのかと思っています。特にこういったソフト面が大変必要になってくるかと思えますので、特に高齢者の支援、これ福祉とかのほうにもなりますけれども、先ほどの空き家もそうですけれども、そういったものをしていただければ本当にありがたいと。これ職員が全部やるというのはなかなか、今例えば富岡に帰還して帰る方もいれば、ただ長期避難ということで、まだ県内外に避難している方もいますので、どんどん町民は以前に比べてばらばらになって、余計にばらばらになってきていると思うのです。ですから、町の職員の方もそれを見ることは本当に不可能に近いような状況になっているのではないかと私は思っております。ですので、町民の力をやはりかりるしかないと思っておりますので、ぜひこのまちづくり会社をしっかりと立ち上げていただきたいと思っております。

続きまして、帰らない町民の土地や家屋の管理についてですが、基本的には通常であれば自分の家は自分で管理するというのが当たり前のことだと思うのですけれども、どうしても避難して住んでいない町になっています。ましてや新しくもう家を建てた方も最近は多くいらっしゃいます。私が一番心配しているのは、本当に帰らなくて、町を忘れたという言い方もちょっと失礼ですけれども、本当にもう知らないから、放っておけばいいやというような方がその家をそのまま放っておくというのが復興の妨げになってくるのではないかと思っているのです。ですから、そういった意味でも町として今後どういうふうにするのですかとか、そういった例えば調査を、今1次調査、あと希望によって2次調査というのをされていると思うのですけれども、まだ2次調査をされていない方はどうするか迷っている方もいますし、全然もうどうでもいいやというふうに思っている方もいると思うのです。特に帰還して、例えば帰還宣言して、今度税金が、固定資産税が発生してくると思うのですけれども、解体をすれば固定資産税も上がります。そうすると、解体しないほうがいいのではないかなというふうに考える人も多分出てくるかと思うのです。ですから、その辺も町が立ち入ることはできないとは

思うのですけれども、復興するためにもぜひこういった2次調査をしていないような方を精査して、ちょっと町民、所有者の意向などを聞いて、修繕するのか、解体するのか、貸すのか、売するのか、その辺をもうちょっと突っ込んでやっていただきたいと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ごめんなさい。前段として、町内資産の不動産、それから土地、家屋というところについての考え方、これからこういうふうに考えていきたいというところを前段でお話をさせていただきたいと思います。

さまざま早川議員の前の議員の方々のご質問にもお答えしましたが、やはり残された資産をどのように活用していくか、それから見守っていくという表現はちょっと適当ではないかもしれませんが、空き家がどのような状態になっているか、やっぱり見守るということも必要だし、個人所有の土地とはいえ雑草が繁茂して、防犯、それから防火上問題だということもありますので、マッチングと、それから見守るという形でさまざま事業を考えていきたいというのが1つでございます。

それから、後段のお話は、済みません。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 家屋調査なのですけれども、1次判定は23年11月2日より、こちらのほうは外観調査を行いました。2次判定については25年4月より受けているのですけれども、こちらあくまでも本人からの申請ですので、そちらのほう、広報のほうは2次調査行っていない方はぜひするようにみたいな形で、2次調査をしていますという形の広報はしていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど不動産がなくなると、その固定資産税が高くなるというような話がありましたけれども、当然建物が建っているときよりは高くなることは間違いないのですが、今富岡町では2,000を超える半壊以上として認めていただいた家屋があります。ただ、今これらの解体を申請しているのは800ぐらいです。そういう意味では今ほどご懸念の部分があったり、それからいろいろな考えはあろうかと思うのですが、これを将来的に個人的に解体をするということになれば当然莫大なお金が発生します。それらを今回環境省の除染とともに解体をしていただければ、自分の土地がなくなる部分について将来的に固定資産税をお支払いすることを考えれば、そんなにべらぼうに損をするような話ではなくて、逆に自分の代では払い切れないほどのものになるのではないかなというふうには私は考えているのですが、その辺がどうも町民の方には理解がされないようで、これから町としてもそれらについては、今回半壊以上というふうに認められている家屋がたくさんありますから、これらいずれ解体につながるものだというふうに考えておりますので、町としてそれらを促していきたいというふうに考えています。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。今町長から答弁いただいたように、今解体しないと

個人で解体するようになるということですので、その辺をもう少し周知徹底していただいて、町民にわかりやすく説明すれば、まだ迷っている方は別としても、もう解体してもいい、もうどうでもいいような考えの方も解体はするのではないかと考えていますので、その辺は本当周知徹底お願いしたいと思います。

続きまして、交付金についてですが、この交付金を何に使うかということで、まだ額が決まっていないと言われればそれまでなのですが、それにしてもやはりこれだけ公のマスコミにも出て、町民もこれだけの額、100億円以下ということになると思いますけれども、どういうものに使われるかというのは大変関心のあることだと思っております。そういうこともありますので、まずこの会計について、今後幾らになるかは別としても、どういった形で会計処理、例えば私もちょっと詳しくはわからないですけれども、例えば特別会計としてしっかりと収入、支出が見えるような形になるのか、そういうふうにすべきだと私は思っているのですけれども、その辺はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 収入される交付金につきましては、まだ使途が決まっていないということもございますが、基金に積み立てるといような形があるというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 基金にされるということは、基金で積み立てのような形になって、それを取り崩して一般会計に入れるということですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃいますように積み立てをしまして、事業が決定してまいればそれぞれ事業費のほうに繰り入れるというような形になると思います。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 今いろんな補助金がありまして、本当に見ていてもごちゃごちゃで、何の補助金が何に使われているのかよくわからない面が多々ありますので、そういったところはやはりしっかりと議会でも説明いただきたいですし、特にこの交付金についてはどこに使われたかというのをしっかりと示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、交流の場の創出についてですが、こちらについては先ほど町民が集えるための公園ということでお聞かせいただきましたが、そのほかに商業施設、廃炉施設のほうとさまざまありますけれども、特に私が一番聞きたいことはイベント公園についてなのですが、やはりイベント公園は富岡町にとって非常に重要なものだと感じております。特に風評被害の払拭とか、そういうのにも関係してくるかと思うのですけれども、一番は先ほどもちょっと質問の中にもありましたけれども、子供に対してなのですから、子供はまだまだ帰れないのは当然だとは思っております。ただ、絶対に帰れないというわけではないと思いますので、こういったふるさとを忘れさせないためにもイベント公

園があれば、今まで富岡町でやっていたお祭りとか、例えばえびす講市とか、桜まつりまでいけるかどうかわかりませんが、そういったイベントのときだけでも富岡に来れるような、そういった公園がやはり必要だと思っております。あと、今毎年子供たちの集いもやっていますけれども、帰還宣言したのであれば当然富岡町でやるのではないかと私は思っていますけれども、そういうところで利用することも1つだと思っていますけれども、そんな使い方がいいのではないかと考えているので、すけれども、町としてはどのように考えているか、具体的にちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ただいま議員からご質問、それからご提言あったとおりというのもあれですが、おおむねそのような方向で私どもも考えているというところでございます。やはり当然放射線量の話もございますので、なるべく低線量であると思われるところ、当然確認をしながらというところでございますが、それから幹線道路に近いような、皆さん利用が容易にできるようなところ、そういう観点から場所については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ただいま場所についてのお話がありましたけれども、やはり今回の管理型処分場に対しての地域振興策ということでありますので、やはり南側が私も妥当かなとは感じております。また、太田行政区のほうからもそんな要望が出ているということも聞いておりますので、ぜひその辺で、どうしても拠点整備が富岡に入って、あの太田とか、下郡山とか、あの辺を突き抜けて拠点があるわけですから、その前にやはりそういったものがあれば大分町としても違ってくるのではないかと思いますので、ぜひこの公園を、すばらしい公園になることを私は期待しておりますし、どうしても今まで夜の森公園というのが富岡にはありましたけれども、そこでは当分はイベントも祭りもできないとは思っていますので、そういったイベント等ができる公園はぜひつくっていただいて、あえて言えば桜を周りに植えるとか、すぐには咲かないとは思いますが、その辺も踏まえてすばらしい公園にしていきたいと思うのですけれども、町長、思いはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません。町長の思いの前に、議員、済みません。太田行政区からご要望があったというようなお話ですが、町には正式に行政区からのご要望等々は、公園の設置についてのご要望はございませんので、そこのところはご了解いただいて、我々としてやはりそういう広場が必要であるという観点から検討しているというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のとおりでありまして、今までですと夜の森公園が富岡町町民の本当に集える場、そして桜まつりであれば本当に桜が町民のよりどころだったのだと思います。そう

いうものを代替地というようなことになるかどうかは別として、町としてはこれらを国のほうにもある程度のお話はさせていただいて、そして事務レベルでは協議をして、おおむねの方向では検討していただいておりますので、これを具現化できるように今後とも粘り強く私のほうから要望、要求をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。町長から力強い答弁いただきましたので、安心いたしました。今後いろいろな帰還に向けて、町長、副町長、そして課長、そして職員の皆様方が一生懸命な汗をかいている姿は私も見ておりますので、帰還に向けて、誰もが納得できるような帰還宣言ができるように私も期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、7番、渡辺光夫君の登壇を許します。

7番、渡辺光夫君。

〔7番（渡辺光夫君）登壇〕

○7番（渡辺光夫君） ただいま一般質問の通告どおり、議長より許可を得ましたので、質問させていただきます。

平成27年度の町政懇談会についてということで、私の所管のところではありますが、あえて質問させていただきます。（1）番、1都5県におきまして、県内2カ所における出席状況と（2）番、帰還までの間、避難先における今後の課題は何であったか。

3番、町政懇談会は第2次富岡町災害復興計画を主に行われましたが、町民より計画の見直し要望等はなかったのかご質問させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、渡辺光夫君議員の一般質問にお答え申し上げます。

1、平成27年度町政懇談会について。（1）、1都5県、県内2カ所における出席状況はについてお答え申し上げます。平成27年度の町政懇談会は10月15日から11月4日にかけて、8会場で10回開催いたしました。出席者数につきましては、郡山会場で183人、いわき会場で112人、東京会場で26人、合計で368人となっております。

次に、帰還までの間、避難先において今後の課題は何かについてお答え申し上げます。町政懇談会の質疑の中では、特に県外に避難されている方からは住宅借り上げ制度の延長を求める声や町民同士の交流の場の提供を求める声などがありました。町民が帰還するまでの間重要なことは、安心して落ちついた生活ができる環境を維持することだと認識しており、避難を続ける町民の実情に応じた対応

など国や県に対して求めるとともに、復興支援員制度を活用し、戸別訪問や町民同士が集えるイベントの開催など交流機会の拡大などに努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、町政懇談会は第2次富岡町災害復興計画を主に行われたが、町民より計画の見直し要望などはなかったのかについてお答えいたします。今回の町政懇談会では、第2次復興計画に基づき、将来を見据えた町の考え方や避難生活に対する取り組みについてご説明をいたしました。質疑の中では、計画の見直しに関する意見はございませんでしたが、帰還困難区域の将来像や当面帰らない方や帰らないと決めた方に対する具体の支援策などに関するご意見をいただきました。今後帰還困難区域につきましても除染の実施のみならず、どのような復興をさせていくのかをお示しすることができるよう検討してまいります。加えて、長期退避、将来帰還を選択された方や帰町できない方への具体的支援策も検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 1番目の1都5県、県内2カ所における出席状況ということで、300人近くと。昨年の状況から言うと約半分ぐらいの出席かなというふうに思われます。これは、やはり4年9カ月生活しているということで、その地域の町民というか市民、住民になっているということのかなというふうにも考えられるのかなというふうに思われます。そういった中において、町として今後、来年もそういうことを計画があるのであれば、こういった捉え方で計画していくかお聞きしたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） お答えします。

出席人数につきましては、今ほど議員おっしゃられましたように昨年722人ということで、約半数ということになってございます。半数ほどになったその要因としましては、今年度は事前に資料を配付したというのが1点あるかと思えます。また、拠点のアクションプランなども事前といいますか、郵送等もしてございまして、役場から発信する情報についてもある程度ふえているのかなと。さらには避難という状況の中ではありますが、それなりに落ちついた生活を取り戻しつつあるのではないかとというようなことも考えてございます。

次年度の開催につきましてでございますが、開催場所、それから開催の時期等も含めまして、より多くの町民の皆さんに参加いただけるように検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） ありがとうございます。確かに今後町民の皆さんは、もうそういうところで生活していると、逆に何か市民になっているという捉え方からすると、参加というのはどんどん、どんどん少なくなって、町離れ、町民離れしていくのかなということが懸念されます。ぜひともやる以

上はどう参加して、皆さんが富岡町民であるということを再確認するような捉え方で設計をしていかななくてはいけないのかなというふうに考えられますが、課長、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまおっしゃられましたように、ことしの反省を十分に踏まえまして、来年どれほど多く参加していただけるか、中身の検討をさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） ありがとうございます。確かにそういったことで、今後町民離れしないようにぜひとも計画して、次年度はそのような計画の中のものにおいて大勢の参加ができるような施策をお願いしたいというふうに思います。もしやるのであればお願いしたいと思います。

2番に移ります。帰還までの間、避難先においての今後の課題はということですが、皆さんその地域においてその市民となって、いろいろな団体等に参加しながら、いろんなイベントで自分の健康づくりとかいろんなことをしていると思うのですが、そういったときの支援、埼玉にもそういった町の出先がありますが、そういった1つのものでは全然足りないのかなんていうふうに私は思うのですが、そういった要するに支援も考えていかななくてはいけないのかなというふうに思います。そういった捉え方はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ことしの1月から埼玉県さいたま市のほうに県外避難者支援拠点事務所を設けまして、4名の復興支援員が主に関東地区から戸別訪問とか始めたり、それから避難している町民同士の交流会を行っております。これらにつきましては来年度以降も続けていきたいなというふうに考えてございますのでよろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長、今後の拡充はということも含めていますので。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） この活動の拡充につきまして、いろいろ避難されている方のアンケートとかもいただいておりますし、それから復興支援員の報告書等上がってきておりますので、それらを判断しながら今後の計画については検討させていただきます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 確かにそういったことでやっていただくということが最重要かと思いますが避難している方々はみずから好んで避難しているわけではなく、こういった事故、事件のことで避難しているわけですので、本当に自分がその場に立っているという捉え方からして、今後その問題を追求して、皆さんが本当に避難していても、いい生活ができていくなという捉え方をぜひ続けていただけるよう要望していきたいというふうに思います。

3番に入ります。第2次富岡災害復興計画ということで、あの中で富岡川に橋がありました、小浜橋。それがもうないという状況、今後の計画にはないということで、小浜住民という、あそこの生活道路であった小浜橋の北側ですか、あそこに何戸か家はあります。確かに道路でつながれば、つないでいく生活道路も、車社会で生活できるのかなとは思いますが、やはりそこで生活道路としていた小浜橋がなくなるということはその地域住民にとっては大変な生活を強いられるのかなと、もし戻るとしても、そういったときの今後の町としての全体像というか、捉え方を、考えをいただければというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 小浜橋の件についてお答え申し上げます。

小浜橋は大津波の影響で流出しておりますが、富岡町の復旧、復興の計画などにより、小浜橋の周辺環境も震災当時と比較し、大きく変化を迎えているところであります。小浜橋の両岸が災害危険区域となったことや福島県事業による富岡川の河川改修により河川幅員が約80メートル程度に拡張となり、堤防も盛り土され、高く構築されること、また河川に隣接していた部分の関根小浜線と小浜橋から東に上っていく小浜2号線が拡幅整備され、広野小高線に接続される計画がある一方、小浜橋南側に防災林の整備計画があること、さらには富岡駅南側及び北側踏切から県道広野小高線に接続の計画あることなどから総合的に判断し、小浜橋を経路として利用されていた方には遠回りになることとなりますが、新たな道路が整備されることから、小浜橋のかけかえを行わず、廃止という整理をさせていただきました。ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 確かにそこに生活している人は、生活の場の中で小浜橋は重要な橋であったということは疑う余地はないと思います。ぜひとも小浜橋にかわる道路の作成というか、拡幅して、鳥藤別館ですか、もとの。あれにつながるような道路、そしてまたあの上につながっていく、文化センターにつながっていく道路の拡幅、そして常磐線橋梁の下をくぐる道路も多分拡幅されていくのかなというふうには思いますが、その辺のところの計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長、ですから川の北側の部分がもう危険区域になって、使えないのだというのと、それから広野小高線から新たな道路が整備されるということで、ですからその上の部分居住できる部分の道路には差し支えないということも含めて説明してください。

○復旧課長（三瓶清一君） まず、富岡川の河川改修に伴いまして、河川の側道の部分に拡幅した道路が、6号線のほうから広野小高線まで拡幅となりますので、先ほど申しましたとおり若干遠回りとはなりますけれども、広野小高線を経由というような形で十分に交通的にも車でも通行はスピーディーに行えると思っておりますので……

〔何事か言う人あり〕

○復旧課長（三瓶清一君） それにつきましては富岡川の北側です。下流に向かいまして、左岸側で

ございます。広野小高線を経由して、さらには駅のほうまで道路は整備となりますので、十分にスピーディーに通行できるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の小浜橋ですが、小浜の北側についても、あの山岸にある区域については危険区域ということで設定させていただきます。そのためにお住まいになる方は、あのちょっと中段の高台に右、左、道路の両側にあったわけですが、あの方々は大丈夫ですけれども、それらの方々については今の文化センターのほうに出ていく道路に当然出ていくわけですから、あそこからですと浜街道、広野小高線に接続できると。そういうことでは小浜の駅前に通ずるほうの鉄道から東側は、これも危険区域ということでお住まいになることができません。それで、将来的には防災林を整備していく予定ではあります。この防災林が将来的に大きくなったときにこれらの道路が存在していると非常に危険な状況ということも懸念されますので、それで富岡川の右岸、左岸のものが8.7メートルの高さまで堤防が築造されます。そういう観点から、それに接続するということになれば当然また盛り上がるような状況になりますので、今回これらを町として、県の事業で進めるものですから、町のほうにこれの問い合わせがあって、町のほうでも了解をしたところですので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 今の町長の答弁でわかりました。

それで、私この計画外のところで今曲田開発、そして駅前から曲田開発が一大町づくりになるのかなと思われま。そうすると、あそこにおいて今富岡川の常磐線の西側、福島県の土木事務所ある。そして、曲田開発から常磐線が、円を描いたような常磐線になっております。あの下の辺のところの周辺が最終的にまた開発されていくのかなというふうに思われま。というのは、大熊町、双葉町、浪江町、要するに南側に住みたい人は、多分できる限り近くの町村に住みたくなるのかなというふうにも考えられます。そういった意味であそこの開発を考えたときに、富岡駅前から曲田開発に抜ける橋、橋梁をつくって、あそこにつながるような道路を計画していけば相当な町づくりできるのかなと多分このままでいくと、曲田開発の町づくりはもう目いっぱい将来なっていくのかなというふうに考えられますので、ぜひそういったこれからの計画の中に少しでも入れて、町民が戻れるような場をつくっていくということも考えていかなければいけないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、若干通告とはあれですけれども、関連ということでお答えください。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問というよりは、ご提言ということで賜りたいというふうに思います。やはり我々今考えているところ、復興拠点として、まずはそこに全力を注ぎたいというのが1つでございますが、議員がおっしゃったようなご提言も当然考えていかなければならない1つだと思

ますので、ただそれが今必要なのか、将来的にわたって必要なのかについては、ここは少し検討させていただきますので、ご提言ということで承りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） ありがとうございます。今後やはり町を考えたときに、絶対条件ではないのですが、やはり富岡町として、郡都富岡町が栄えていくと自然に人たちはふえていくのかなとは思われますが、そういったことからするとやはりそういった計画を徐々につくって行って、交通の利便性、そしてまた生活の環境につながるころは必要条件のかなというふうに考えられますので、ぜひとも今後の計画の中に入れていただいて、計画していただくということでお願いしたいというふうに思います。

そういったことで一般質問3つほど終わりましたが、ぜひとも今後町民は一人一人生活を余儀なくされて、いろいろなところで生活しているわけですが、やはりふるさとを忘れる人はいないと思いますので、ぜひふるさと復興のためにもやはり環境のよい生活の場をつくっていただくということが基本でありますので、ぜひ皆さん、大変各課長さん、町職員の皆さん本当に汗を流し、頭を使って、大変な思いをしながら町勢発展のためにやっているわけですが、ぜひ健康に留意して、今後ともぜひとも町民のため、1万5,000人のため頑張ってくださいことをお願いして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして、7番、渡辺光夫君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 4時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 三 男

議 員 三 瓶 一 郎

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成27年12月15日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第9号 専決処分の報告について

議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例

議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例

議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例

議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例

議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第91号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第92号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第93号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第94号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第95号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第96号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君

参事兼 安全対策課長	横須賀 幸一 君
産業振興課長	菅野 利行 君
参事兼 農業委員 事務局局長	阿久津 守雄 君
復興推進課長	深谷 高俊 君
復旧課長	三瓶 清一 君
参事	郡山 泰明 君
教育総務課長	石井 和弘 君
いわき支所長	渡辺 弘道 君
参事兼 大玉出張所長	三瓶 保重 君
参事兼 生活支援課長	林 志信 君
拠点整備課長	竹原 信也 君
総務課長補佐	遠藤 博生 君
代表監査委員	坂本 和久 君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 会長	佐藤 臣克
議事 会事務局 庶務係局長	大和田 豊一

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第10回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 山本育男君

2番 堀本典明君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第9号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長(三瓶清一君) おはようございます。それでは、報告第9号 専決処分の報告について、専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解についての内容をご説明いたします。

平成27年10月8日午前8時ごろ、富岡町大字上郡山字清水103番地在住の堀川潔氏が自宅へ一時帰宅するため、町道停車場岩井戸線を走行中、センターライン付近にあった長さ約70センチ、幅30センチ、深さ9センチの陥没に気づかずに走行し、右前輪タイヤを全損したものです。同日午前8時30分に堀川氏本人から役場復旧課へ事故の連絡が入り、直ちに職員2名が現場に向かい、現場及び車両の状況の確認をいたしました。堀川氏本人に事故の状況等の聞き取りを行った後、修理業者に連絡をとり、その日のうちにタイヤの修繕は完了いたしました。

本件事故発生に関して、道路が通常有すべき安全性を欠いていたことも原因があったことから、修

繕に係る費用負担について堀川氏と交渉を行った結果、町と堀川氏の負担割合を5対5とし、修繕費用の2分の1に当たる1万584円の賠償額を町が支払うことで示談が成立したため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

説明は以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質問を許します。質問ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この報告案件は、これでいいと思うのですが、今の富岡町の現状を見ますと、下水工事やいろいろな工事で道路がかなりひどくなっている場所があります。これからもそういうこと起きるということを予想するのであれば、やっぱり広報とか、そういうのに道路状況をきちっと載せて、極力町民にも走行する際には気をつけて走ってくださいというような広告とか広報の案内をしておけば、町民も気をつけて走ってくれるのかなと思いますので、そういうこともひとつ頭に入れて行動してもらえばありがたいと思うのですが。今まで下水やっていて、上手岡線なんかは大分、今度本復旧終わりましたので、もう立派になりましたが、そういう部分がいっぱいありますので、ぜひそういう形でお願いできればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 今後広報等におきまして、道路事情の状況というようなことを報告していただいて、気をつけていただけるようお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 富岡町においては、除染とか、富岡町内の方だけではなくて、いろんな方が出入りしています。たまたま今回のように富岡町民の方であれば、示談のとり方もある程度すんなりとれるのかなと思うのだけれども、やはりいろんな人がいて、その損害賠償の考え方というのはタイヤの場合には4本でセットだという考え方の人もいるし、足回りなんかも言う人もいるし、そういったことを考えたときに、やはりこういった現場においては、現場の頭とけつぐらいに立て看板、注意して走行してくださいとか、そういうのもあってもいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現場の状況につきましては、看板等で注意喚起を行っていきたく思いますし、現在も路面の凹凸があるということは、表示の看板を出しているところであります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質問なしと認めます。

これをもって報告第9号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての件を議題といたします。

なお、この件はさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

第1条、趣旨は本条例制定の趣旨を定めています。法第9条第2項には法と同様の趣旨において、地方公共団体が条例で規定することによって、個人番号を利用できる旨が規定されています。この規定に基づき、法で規定のない個人番号の利用について、条例で定めるものとしております。

第2条、定義は本条例における用語の意義を定めるものであります。

第3条、町の責務では、特定個人情報の適正な取り扱いの重要性に鑑み、町の責務として適正な取り扱いに必要な措置を講じる義務があることを規定し、あわせて町民の利便性向上に資する施策を主体的に実施することを規定しています。

第4条、個人番号の利用範囲では、第1項で町長または教育委員会が情報連携を行う事務を法別表第2の第2欄に定める事務と規定しています。第2項では、町長または教育委員会は同一機関内で情報連携を行うことができることを規定しており、ただし書きでは情報ネットワークシステムから特定個人情報の提供を受けることができる場合は、当該システムから取得すべきことを規定しています。

第5条では、この条例の施行に関し、必要な事項を町長に委任することとしており、附則において本条例の施行日を平成28年1月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 通常ですと、大体この予算の議会での趣旨はわかるのですけれども、議案第78号から86号まではやっぱり町民に直接かかわる問題で、広報などを使ってこうした問題を広く町民の隅々までわかるような広報の方法で周知していただきたいと、このように考えます。答弁は結構です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、答弁してください。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃりますように、この今回の条例制定あるいは一部改正につきまして、その内容等わかるように広報してまいるという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） おはようございます。それでは、議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてご説明いたしたいと思っております。

この新規条例は、いわゆる国のマイナンバー法に基づく個人番号カードを富岡独自利用としまして利用者が当カードを使用して住民票等の証明書発行をコンビニエンスストアのキオスク端末で交付可能とするものと、富岡町役場での窓口申請を町民が専用端末に入力することにより、自動で受け付け可能とするものです。

第1条では目的を、第2条では定義を定めています。第2条第1項の多機能端末機は、コンビニエンスストアにあるいわゆるキオスク端末をいい、第2項の窓口専用端末機は富岡町役場の窓口に設置し、町民が申請、受け付けをするために操作する端末をいいます。

第3条では、戸籍や住民票などの発行可能な証明書を定めています。

第4条では、サービスを利用するための申請を、第5条には利用中止について定め、第6条には申請や利用停止届け出に対し、町が本人等に内容の確認をするため、質問などができるよう定めております。

また、この条例の施行日につきましては、議決いただければ平成28年1月1日としておりますが、第3条の個人番号カードの利用につきましてはの施行期日につきましては、実際の個人番号カードを利用してテストを実施し、検証済みがサービス提供の条件となることから、テストが完了した段階で施行期日を定める規則にて定めたく、交付の日から起算して3カ月を超えない範囲内とすることとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の改正は、個人番号カードで印鑑登録証明書が発行できるよう定めるほか、同時に条例の精査を行い、改めるものです。

それでは、議案第80号別紙資料2ページの富岡町印鑑条例新旧対照表をごらんください。主な改正といたしまして、現行第2条に定めていた登録資格者のうち、法人代表者の印鑑登録制度は法務局にあるため、第2項を削除するもの、現行第5条第3項第2号は免許証等顔写真つき証明を持たない町民の本人確認は、既に富岡町で印鑑を登録している者が保証人となることでできることを定めているもので、この保証人を富岡町印鑑登録者のみならず、町民の利便性を考慮し、他の市区町村印鑑登録者でも可能とするものです。現行第11条に定めた代理人による申請等のうち、町民の利便性を考え、やむを得ない事由を証する書類を削除し、例えば入院患者でも病院から有料な証明書をとらなくても委任状のみで可能とするものです。

新たに加えるものとして、第16条第3項に先ほど議決いただきました議案第79号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の規定により、個人番号カードを利用し、コンビニでの印鑑登録証明書の交付を可能とするものです。第16条第4項に個人番号カードを利用し、役場窓口での申請受付端末で印鑑登録証明書の交付申請を可能とするものです。

他の改正につきましては、「まっ消」を「抹消」に直したり、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に直すなど、現状の実態に基づき、条例を定めたものでございます。

また、この条例の施行日につきましては、議決いただければ平成28年1月1日としておりますが、富岡町個人番号カードの利用に関する条例同様、第16条第3項及び第4項の個人番号カードの利用についての施行期日は、実際の個人番号カードを利用してテストを実施し、検証済みがサービス提供の条件となることから、テストが完了した段階で施行期日を定める規則にて定めたく、交付の日から起算して3カ月を超えない範囲内とすることとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明は終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、非常に頭が悪いものですから、よく理解をしていないのですけれども、例えば銀行で新規に口座を開くという場合あるいはその逆に銀行の口座を解約するというような場合には印鑑登録しています、今まで。それで、印鑑カードを我々持っています。それらよりもむしろこの印鑑登録条例のほうが優先するのか、あるいは今まであった印鑑証明書を町から発行されたものは

使用可能なのか、あるいは使用ができなくて、あくまでもマイナンバーカードで登録するというのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） まず、今回の条例の改正につきましては、今まで私ども住民の方が町に印鑑を登録した場合には印鑑登録書というのを渡しまして、そのカードを利用していただきまして、窓口に来庁して印鑑証明書を発行していただきました。今回は、この印鑑登録書はそのまま継続したまま町民の利便性を拡大するというので、個人番号カードに印鑑登録書を発行するための機能をつけ加えるものです。そのために、今回印鑑登録条例の改正をさせていただきました。

説明は以上になります。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明させていただきます。

今回の条例改正は、平成27年度中に受けた3件の指定寄附金3万円を奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をするものでございます。

議案第81号別紙資料6ページをごらんいただきたいと思います。第2条第1項中、基金の額、現行

の「原資 3 億4,555万円」を改正案「原資 3 億4,558万円」に改め、同条第 2 項中、原資のうち現行の「1,705万円」を改正案「1,708万円」に改めるものでございます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。別表中「その他篤志家奨学基金 5 万円」を「その他篤志家奨学基金 8 万円」に、計の欄中「1,705万円」を「1,708万円」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） おはようございます。それでは、議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、平成27年 3 月31日に公布の富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。前回の条例改正では、税制改正のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般に言われていますマイナンバー法施行に伴う条文整理などを改正したところでございますが、制度導入に向け、地方税分野における個人番号、法人番号の利用について再度総務省より通知があったことにより、条例を改正するものでございます。

それでは、議案第82号別紙資料8ページをお開きください。まず、第1条ですが、町が発行する納付書、納入書などには法人番号の記載は行わないこととしたため、法人番号を記載するという後段の条文を削除するものでございます。第36条の2第9項は、町民税の申告の規定であり、今回改めて法人番号の法的根拠を条文に盛り込んだ改正であります。以下、第63条の2第1項第1号は、固定資産税の家屋の所有者の申し出の規定。

9ページ、第89条第2項は軽自動車の軽減の規定、第139条の3第1項は特別土地保有税の申告納付の規定及び第149条第1項は入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定でも法人番号の法的根拠を条文に盛り込んだ改正であります。

10ページをお開きください。施行日においては、第2条第3号及び第4号、つまりは納付書、納入書に法人番号を記載する条文を削除した改正でございます。

内容の説明は以上でございます。審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 富岡町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第83号別紙資料11ページをお開きください。今回の改正は、条文の整理及び福島復興再生特別措置法の改正に伴い、新設条例が盛り込まれたことによる省令の名称変更及び条文番号のずれによる改正でございます。

まず、第1条については「定められた」を「係る」に、「かかる」を「おける」に改正し、次に第2条については省令の名称を変更し、12ページ、第3条においては新設条文が盛り込まれたことにより、「第28条」を「第38条」に改正し、附則として公布の日から施行するものでございます。

内容の説明は、以上でございます。ご審議の方よろしく願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第84号別紙資料13ページをお開きください。今回の改正は、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、新設条文が盛り込まれたことにより、条文番号のずれによる改正でございます。

第1条については、「第64条」を「第74条」に、「第65条」を「第75条」に、2条についても同様の改正となっております。

14ページ、附則について、公布の日から施行するものでございます。

内容の説明は以上でございます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件につきましては内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の改正は、証明書のコンビニ交付に伴うものや個人番号カードの再発行手数料を定めるほか、同時に条例の精査を行い、改めるものです。

議案第85号別紙資料15ページの富岡町手数料条例新旧対照表をごらんください。改正内容は、現行第2条第7項に定めた1枚増すごとに40円を加算するについて、現状では当てはまるものがないことから削除するもの。現行第2条第8項に定めた人数による住民票発行手数料の加算を廃止して、人数に関係なく、別表（第2条関係）に定めていた証明手数料200円とすることで削除するもの。別表（第2条関係）では、改正案に（9）として証明手数料に基づいていた住民基本台帳の閲覧手数料についての明確化を図るために、新たに同額200円で追加するもの。

19ページをごらんください。現行（23）の住民基本台帳カードの手数料は、同カードが平成27年12月

31日で交付しなくなることから、削除するもの。改正案（25）として、個人番号カードの再交付手数料を国が定めた800円とするものです。別表（第2条関係）では、そのほかについても下線で改正をあらわしておりますが、さきに説明をさせていただきました項目が加除されたことにより、番号が変わったもので、内容に変わりはありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上で説明は終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第85号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。
税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第86号別紙資料22ページをお開きください。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般に言われていますマイナンバー法施行に伴い、第25条、国民健康保険税の減免規定に個人番号の規定の条文を加える改正でございます。

附則として、平成28年1月1日より施行するものでございます。

内容の説明は以上でございます。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予申請及び減免申請する場合、申請書類に氏名、住所に加え、新たに個人番号を記載することとなったため、富岡町介護保険条例の一部を改正するものです。

議案第87号別紙資料23ページをごらんください。富岡町介護保険条例新旧対照表によりご説明申し上げます。第3章保険料、第19条第2項にある保険料の徴収猶予を受けるために申請する場合は、第1号のとおり第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所に加え、個人番号を申請書に記載することとなったものであります。

また、24ページにおいては、第20条第2項の保険料の減免を受けるために申請する場合は、第1号のとおり第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所に加えて、個人番号を申請書に記載することとなったものであります。

また、附則において、この条例は平成28年1月1日から施行するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月7日に公布され、第9条の4に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が「0.3ミリグラムパーリットル以下」から「0.1ミリグラムパーリットル以下」に改正されたこと等に伴い、富岡町下水道条例の一部を改正するものです。

議案第88号別紙資料25ページ、富岡町下水道条例新旧対照表をごらんください。改正案の第3章公共下水道の使用、(除害施設の設置等)、第11条第1項中、「法第12条の10第1項」を「法第12条の11第1項」に改め、第10号中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改めるものです。

なお、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行日が平成27年10月21日であることから、附則において公布の日から施行し、平成27年10月21日から適用することと規定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時03分）

再 開 （午前11時14分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の精査等を主とするものでありますが、緊急に実施、または着手すべき復旧、復興に係る経費を加えたことにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ21億3,860万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ174億6,005万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。3ページをお開きください。第1款町税1億1,933万8,000円の増額は、収入見込み額の増により、個人町民税が6,425万4,000円の増、法人町民税が5,508万4,000円の増となったことによるものです。

第13款使用料及び手数料については、保健体育施設使用料209万7,000円の増額によるものです。

第14款国庫支出金17億8,238万2,000円の増額は、国庫補助金において復興交付金13億1,345万2,000円の増、社会資本整備総合交付金1億円の増、国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金5億825万3,000円の増などによるものです。

第15款県支出金1,833万5,000円の増額は、県負担金において保険基盤安定負担金2,843万5,000円の増、県補助金において緊急地域雇用特別補助金2,628万8,000円の減、県委託金において県民税徴収取扱交付金1,033万1,000円の増などによるものです。

第16款財産収入68万2,000円の増額は、各種基金に係る預金利子であります。

第17款寄附金1,064万8,000円の増額は、今年度納入された災害義援金775万3,000円、一般寄附金199万9,000円、ふるさと納税寄附金89万6,000円を計上したものでございます。

第18款繰入金については、事業費及び財源等の精査により、財政調整基金繰入金3億7,028万6,000円の減、町勢振興基金繰入金2億円の減、公共用施設維持運営基金繰入金5,000万円の減とする一方で、防災集団移転事業及び津波被災住宅再建事業等に充てるため、復興交付金基金繰入金5億2,713万9,000円の増、福島県市町村復興支援交付金を原資とする災害復興基金繰入金1億6,200万円の増により、補正総額では6,885万3,000円の増額となったものでございます。

3ページから4ページをごらんいただきます。第20款諸収入1億3,626万9,000円の増額は、原子力事故損害賠償金1億3,652万1,000円の増などによるものでございます。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをごらんください。第1款議会費2万5,000円の減額は、職員給与費の精査によるものでございます。

第2款総務費は、復興交付金基金積立金13億1,345万2,000円の増、交流拠点整備事業2,500万円の増、広報発行事業費2,029万8,000円の減などにより、13億1,125万3,000円の増額となりました。

第3款民生費は、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金3,791万3,000円を増額する一方で、事業費の精査などにより、社会福祉事業費1,213万1,000円の減、臨時福祉給付金給付事業費2,160万円の減、児童福祉費において児童手当支給事業費2,929万円の減などにより、5,797万4,000円の減額となっております。

第4款衛生費5,796万7,000円の減額は、給与費2,491万7,000円の減、環境衛生事業費3,252万1,000円の減などによるものです。

第5款労働費1,117万9,000円の減額は、緊急雇用対策費の事業費の精査による減額でございます。

第6款農林水産業費6,582万6,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金5,534万4,000円の減、農地基盤整備対策事業費2,006万円の減、営農再開支援事業費957万円の増などによるものです。

5ページから6ページをごらんください。第7款商工費522万9,000円の減額は、給与費404万4,000円の減、消費生活対策諸経費187万5,000円の減などによるものでございます。

第8款土木費については、事業費の精査に伴い、土木管理費において見せる化事業費1億343万3,000円の減、都市計画費において蛇谷須地区特環下水道事業特別会計繰出金1,150万1,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1,533万8,000円の減とする一方で、防災集団移転事業費3億5,424万1,000円の増、がけ地近接等危険住宅移転事業費2,000万円の増、津波被災住宅再建事業費1億6,700万円の増などにより、補正総額では4億1,986万2,000円の増額となったものでございます。

第9款消防費6億164万5,000円の増額は、消防署用地取得等に係る常備消防経費2,164万5,000円の増、防災行政無線経費5億8,000万円の増などによるものです。

第10款教育費9,000円の増額は、教育総務費において給与費326万9,000円の減、幼稚園費において

給与費826万8,000円の減のほか、保健体育費において体育施設の被害調査に係る体育施設管理費1,400万円の増などによるものでございます。

第11款災害復旧費403万5,000円の増額は、給与費の増によるものでございます。

次に、7ページをごらんください。第2表の繰越明許費は、第9款消防費、第1項消防費、事業名、防災行政無線経費について、年度内に完了する見込みがないため、5億8,000万円の繰越明許費を設定するものでございます。

8ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正は、商業拠点施設整備事業費について期間を平成28年度まで、限度額を15億3,468万円とする債務負担行為を設定するものでございます。また、復興への集い2016につきましては、来年4月の事業実施に当たり、今年度中に企画、運営する業者を選定するため、期間を28年度まで、限度額を1,300万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ、ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。2項の国庫補助金の9の土木費の国庫の補助金で、社会資本整備総合交付金で地震に強い都市づくり事業補助金というのがあるのですけれども、これはどういうところに使うのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

防災行政無線の社会資本整備総合交付金ということで1億円を今回交付されます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、16、17ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 歳出に入ります。22、23ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 済みません。33ページの社会福祉事業費のほうの1,200万円減という形で出ているのですが、どういう形で削られたのか、内容を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） こちら社会福祉事業費の減額内容についてご説明申し上げます。

こちらの内容につきましては、町が社会福祉協議会に委託料として出している経費でございまして、今回社会福祉協議会のほうでいわきに生活支援相談員6名を配置しておりますけれども、このうち3名分につきましては、県の社会福祉協議会から補助金が出ましたものですから、こちらのほうを減額したということでございます。

○6番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、34、35ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。敬老祝金支給事業費の件なのですが、この件で今回どのぐらい、個人に出されていると思いますが、配給された人数等おわかりになりますか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 敬老祝金の支給事業費でございますが、こちらのほうでことは1,762人の方に支出しております。金額につきましては、70歳から79歳までが5,000円、80歳から89歳までが7,000円、90歳以上が2万5,000円という金額でございますが、合計1,475万円の支出内容となっております。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 大1項目は前のページから来ているのですが、4の環境衛生費で41ページに移って消耗品費が相当減額されているのですけれども、これの理由をちょっとご説明ください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 消耗品3,111万4,000円の減額ということでございますが、これはネズミ駆除対策ということで、ネズミ取りシートでございます。当初の積算は、各家庭にそれぞれ配布、郵送するという、宅急便で送るというような形で考えてございましたが、このネズミ取りシートが必要ないという家庭も相当数ございましたことから、これを必要な方が各事務所、例えばいわき支所や郡山事務所あるいは富岡交流サロン、こういうところで必要な方にお配りするということから要らない、必要のない部分を減額ということで今回3,100万円ほど減額ということになりました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） そうしますと、もうネズミシートを必要としている人が少なくなっているというふうに考えて、要らないという人が多いということでよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 実態として要らない方もややふえてはいると思いますが、それとともに当初で考えている数量が全世帯ということで考えていましたので、そもそも全世帯には要らない、

全世帯までは必要としないということもあったと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。8款の土木費、1項の土木管理費の45ページの003の見せる化事業なのですが、これも環境放射線可視化調査業務委託料が大分減額されているのですけれども、これも内容をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 約1億円ほど減額してございますが、これにつきましてはシンチレーションサーベイメーターとガンマカメラを使った調査でございまして、当初の積算の際は国と県の歩掛かりがないということで、先行している自治体さんのほうに確認をしながら予算をとらせていただきました。これに基づいて今度実施設計を組んだわけですが、実施設計の段階では数社の見積もりをとって設計を組みました。実施設計の際にある程度最低価格者をもって積算しましたので、そこで差額が出ました。これをもとに今度発注に入札かけたのですが、競争の原理がかなり働いたと考えられるような結果が出まして、落札率も六十数%というようなことになりまして、その減額でございます。それから、数量についても精査で見直して減額をしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、46、47ページ。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 防災集団移転事業費と津波被災住宅再建事業費、この中に移転元土地購入費というのあるのですけれども、これは算出の基準が例えば役場税務課の評価を基準にしているとか、実勢価格を基準にしているとか、その基準はどういうふうな基準を設けたのか、これが1点。

もう一点は、その下に移転先住宅建設等助成金というのあるのですけれども、これは富岡町内に移転した場合のみなのか、あと県内ならどこでもいいとか、全国どこでもいいとか、あと1世帯当たり

どれくらい助成したのか、その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、1点目の基準についてご報告させていただきます。

この算出となっております基準額については、不動産鑑定を宅地、農地、農地でも田んぼ、畑、こちらのほうを鑑定させていただきまして、県の現在進んでおります事業と確認しながら今回単価を決定し、それに移転元となる土地の面積を掛けて算出したものでございます。

2点目でございますが、次の補助金額についてでございますが、まずがけ地近接等の移転費補助金につきましましては、こちらのほうにつきましましては今年度制定からの補助となりますので、こちらのほうは想定としまして、今から中古住宅を買われた方を想定しまして、約8件、250万円ほどの利子補給という形で想定した金額でございます。

また、下の003のほうにありますけれども、こちらのほうにつきましましては県内でもう既に110世帯の中で移転となる世帯、110世帯ございました。その中で12月11日現在で再建されている方39世帯ございまして、県内37世帯、県外2世帯、こちらのほうの世帯につきましまして、県内については250万円、県外については100万円という形で予算を計上し、想定で3件ぐらいプラスあるのかなということで予算を計上しておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、48、49ページ。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 消防費の中の、先般ちょっと説明受けたのですが、この消防署用地取得費の中の場所、正確な場所教えていただければ。それと、面積です。大体の場所は想定できるのですが、入り口のほうもちょっと、どの公道から入るのか、その辺の詳しい説明よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 場所につきましましては、現在小浜地区というところで進めております。道路については、基本的に富岡合庁に入る道路を使わせていただくというところで、現在いろいろと進めさせていただいています。ただ、入り口については今回高規格消防の購入も含めるとい形でありますので、若干狭いというところで別な地権者にも協力はいただけるということで今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 小浜地区ということはわかっていたのですが、要するに法務局の手前、旧れ

んが場跡地とか、それともその手前のいろいろありますよね、場組合の事務所とか何かとか、あの辺の一連も絡めて取得するのか、れんが場工場跡地だけを取得するのか、その辺ちょっと詳しく。入り口は、やはり法務局に行く通り、もとのサンデンキの信号機から入って右側の用地ということですね。その辺ちょっと詳しくお知らせ願えれば。それとあと、面積等大体わかっていると思うのですが、例えば何坪ぐらいとか、その辺詳しく教えていただければ。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長、ですから交渉中でもしまだ確定的なことが言えないのであれば、その旨も含めて説明してください。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 現在地権者とは交渉中というところで、はっきりはなかなか言えないところでご容赦願いたいと思います。土地につきましては、町の土地もあるというところで、両方併用で使わせていただくというところで、現在1,000坪程度になるのかなという形で進めてございます。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。防災行政無線の改修工事というのが入っているのですが、これ新しく直すことによって今までとの違いやこれだけお金をかけて直すメリットをちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

現在の防災行政無線はアナログということで、今回考えておりますのはデジタル。震災前からデジタルという形で進めておりましたが、今回改めて進めたいというふうに考えてございます。今回は、やはりもう災害地に津波もありました、基本的に津波の状況とか、そういうものははっきりと出せるような形での無線にしたい、それからカメラ等もつけながら町民にお知らせをしたいというふうな形で進めてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） それと1点、震災のときに防災無線がバッテリーがなくなって使えなくなったということがあったと思うのですが、今度はその辺に関してはどのような考えをしているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

震災時には町の無線がなかなか使えなかったというところで、現在考えていますのは1時間当たり5分であれば48時間使えるというような体制で現在いろいろな形で進めているところでございます。ただ、現在設計中でございますので、詳しくはまたわかりましたらお知らせはしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、50、51ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。51ページの子ども友情の集い事業費の中で、ことし行った集いで一応お母さんたちにお聞きしたのですが、まず子供たちが去年から比べると相当減っているということと、あと今回につきましては、去年からちょっと気がついているのですが、セレモニーが基本的に長い。セレモニーは、もちろん町の事業ですから、必要なのですが、もう少し子供との交流の時間、また交流するようなある程度のイベント的なものが少なくなっているのではないかとということでお母さんたちからお聞きしているのですが、前回は一応お聞きはしているのですが、今回、ことしについては結構そういう話があったので、これからの状況を、会場でたしかアンケートをいただいていると思うのですが、それによって今回の反省と、また来年度についてどうするか、ちょっとその点を聞きたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今年度につきましては、5年目ということでございます。平成23年度から始めた事業でございます。今年度で5回目というようなことになってございます。確かに参加人数につきましては、全体で保護者の方を含めまして307名ということで減ってございます。セレモニー的なものがちょっと多過ぎたというふうなことも反省点の一つとして教育総務課内で反省してございます。

なお、現在学校等でも取り上げておりますふるさと教育的なものを来年度取り入れながら、子供たちに楽しんでいただけるイベントにしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、アンケートの結果もどのように反映するのか、しないのかということ。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 今回アンケート調査も実施させていただいております。その中でのご意見も参考にさせていただきながら、来年度に向けていきたいと思えます。

なお、アンケートの内容につきましては、確かにイベント的なものが少ないというような意見がございましたので、先ほども答弁させていただいたとおり来年度につきましては、より身近な富岡町を感じていただけるような内容にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 来年度よりよくしていきたいというお話はいただいたのですが、ただ会場内でお母様たちにお聞きしますと、やっぱり今アンケートもそうなのですが、だんだん人数が減ってくることによって、はっきり言いますとお母さんたちにも言ったのですが、子供さんたちの隣の近所の方と一緒に交流の場所に来たらいいのではないかとか、そういうお話はするのですが、ただお母様たちからの言葉聞くと、できれば富岡の子たち、またはできなかつたら双葉郡の子供たちで、郡山なら郡山、いわきならいわきと、住んでいる方たちの友達を連れていけないと、基本的に逆に双葉郡のお母さんたちが何か閉鎖してきた、例えば余り、閉じこもるような形にも見えたので、できるだけそういう今課長が言ったようなある程度子供たちのそういう思いもわかっていただくような進め方をさせていただきたいということと、あと当日行います2分の1成人式ですか、それについては随分印象度は高いと思いますので、これからの方向性という形では2分の1の成人式も高めたり、いろんな方向性も含めて行っていってもらいたいと思うのですが、これは深く要望で終わります。失礼します。答えは結構です。

○議長（塚野芳美君） 質疑ですので、余り要望というのは避けてほしいと思いますけれども、本人がよろしければそうしますけれども、今後の質疑の中では質疑ですから、要望を聞いているわけではありませんので、その辺心しておいてください。

52、53ページ。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。体育施設管理費の被害調査委託料について、どういった内容か教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今回の調査委託につきましては、町の社会体育施設であります富岡町総合スポーツセンターに関連するものでございます。富岡町の災害復興計画、2次計画に基づきまして、将来の帰還、復興に係る地域コミュニティ活動による世代間交流促進の拠点として整備していきたいというふうに考えてございます。今回につきましては、まず総合体育館、武道館、ふれあいドーム、野球場、テニスコート、総合体育館に附属する児童公園、これを調査したいと考えております。

なお、スポーツ交流館につきましては他の施設と共有する浄化槽、受水槽、高架水槽、受変電設備等が設置されておりますので、それもあわせて調査したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 総括ですね。

○議長（塚野芳美君） はい。

○13番（三瓶一郎君） 総務課長、私と総務課長との見解の相違かもしれませんが、年に4回いずれも重要な定例議会です。私特に大事だと思うのは、3月の定例議会。これは、翌年度のいわゆる財政の出動ですから、これは大変大事だと思うのです。それで、それが終わると4月1日から交付事業あるいは補助事業の申請が始まるわけです。5月に出納閉鎖しますから、そうすると6月に議会を開いて、そのときに交付事業、補助金、その他を含めて減額された分については減額補正されるということの6月の定例議会だと思うのです。5月に出納閉鎖ですから。だから、決算は6月はやっぱりあくまでも中間と考えています。12月に、これ5ページ見ていただくとわかるのですけれども、非常に大きな項目に分けて減額補正されているのです。これ減額補正されている根拠は何なのか、これはもう事業が閉鎖したのか、あるいはしていないのかということをお伺いしたいと思いますし、また6ページの消防費の補正額が6億1,000万円になっています。ところが、7ページになると、消防費で繰越明許費で約5億8,000万円、これどう見たって合致していないのです。なぜ片方では6億円しっかり補正をしながら、片方では同じ消防費の1項で繰越明許費にしているのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

まず、5ページのほうでございますが、歳出で大きな減額が今上がっているという部分でございますが、それぞれ歳出の項目の中で見ていただきましたとおり、事業の精査により、あるいは事業の完

了に伴っての減額というものが主な内容となっております。

またさらに、6 ページ、消防費の6 億円でございますが、これにつきましては5 億8,000万円の防災無線の経費を計上してございますが、年度内に支払いの完了ができない、という見込みがないために繰越明許という形で次年度にさせていただいておりますので、そこについてもご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 課長、これは私がお答えを求めているのは、この大幅な、項目もたくさんあるわけです、この5 ページの中には、減額補正が。これは、全て町単事業での事業が終わった、終了したということなのかどうかと、それから重ねて申し上げますけれども、消防費を6 億円も増額補正して、それで片方で5 億8,000万円の繰越明許費をつくっているという、この平行線が私は理解できないのです。この2点についてお答え願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、先ほども説明はしているのですけれども、理解していないようですので、また説明してください。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、お答えいたします。

まず、5 ページのほうにございます各種、各款、それから項にわたるその減額という部分についてでございますが、こちらにつきましては単独事業、それから補助事業、交付金事業等もございますが、これらの精査によりまして、あるいは完了によりましての減額ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、6 ページのほうの消防費の件でございますが、5 億8,000万円の事業、防災行政無線の事業を今回計上してございますが、年度内の工事の完了、そして支払いの完了ということが見込めないものでございますから、繰越明許という形で次年度にするという……

〔「国の補助事業も採択された」と言う人あり〕

○総務課長（伏見克彦君） 今回5 億8,000万円を上げましたその点につきましては、今回事業が採択となって歳入があるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 3 回目で最後になるのですけれども、結局今総務課長の説明にあったように事業がなかなかかなわないというのであれば構わないのです。それで、課長の中にお支払いが年度内に完了しない、これは出納閉鎖を見込んでのそういう発言なのか、あるいは3 月31日までを1つの支払いとするのか、あるいは出納閉鎖の5 月31日までのことをいうのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 繰越明許につきましては、支払いの完了ができるかどうかというところ

でございます。当然今回事業が採択になったということでございますので、事業も完了しません。それに伴って支払いも完了しないということになりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと総括ではないのですけれども、まず51ページ、これ関連でやろうかと思ったのだけれども、子ども友情の集い。子ども友情の集いは、大変盛大に行われているのかなと思うのですが、私聞きたいのは11月ですか、教育長が先頭になっていわき市でミニ集会みたいなことを教育長が頑張っけて開いたと思うのですが、その辺の成果を教えてください。といいますのは、もう震災から5年です。4年9カ月たって5年。といいますと、2年生の子供がもう小学校を卒業するということが、皆さんがある程度散り散り、ばらばらになった地で落ちついてきたのかなと、いい方向に行っているのかなと私は考えるのですが、そうした場合にやっぱり集まる人数が少なくなると。いろんな状況はあると思いますが、そうした場合に、では何をやるかという、細かい集会も必要なのかなと思いますので、そういうものにかわる考えもあっていいのかなと思うのです。ただ一堂に会してやるということではなくて。そういう意味もありますので、成果など教えていただければありがたい。私も時間とって行きたかったのですが、どうしても時間、用事が入って行けなかったのですが、ぜひ教えてください。

あと1つ、体育施設の管理で被害調査の委託で上がってきているのですが、この体育施設、あそこの体育施設は鹿島建設さんが大体ほとんどの場所を占有して使っているというような状況ですよ。それはそれで復興に寄与して一生懸命頑張っている企業さんに貸しているということは、別に私は問題視はしないのですが、早ければ29年4月に富岡町が帰町宣言するかもしれないという時期を考えれば、被害調査はもちろんです。被害調査しないうちは多分復旧はできないと思いますので、もう今年度中くらいであそこを引き揚げてもらって、調査をすぐかけて整備していかないと、やっぱり29年4月を見据えるのであれば、間に合わなくなってしまうのかなと思うのです。当然ちっちゃな町づくりということで曲田、あと曲田から2キロ以内くらいのエリアを考えて、その中でも役場も入っている、文化センターも入っているということですので、本来であればもう役場庁舎の整備と同じ時期に出さないと私は間に合わないのかなと思いますので、やはりああいう施設は一日も早くきちっとした整備をして、使われるようにしておくことがやっぱり町民の富岡町に対しての目が変わってくると思いますので、その辺の考え方、その後の今後の工程を教えてください。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、前段でありますか。教育長出てまいりますか。いいですか。教育長。

○教育長（石井賢一君） それでは、渡辺議員のほうから話がありました子ども友情の集いの件でお

話しさせていただきます。

12月の5日、6日にいわき地区の小学校に区域外就学をしている270名の子供たちを対象に、ボランティアを中心に子供を集める集いを計画してみました。これにつきましては、渡辺議員が6月議会の折にいわき地区で学校はできないかということへの回答の中で、私のほうで富岡について学べる富岡塾をいわきでやりたいという、そういうことを提案しましたので、それがどのようにできるかということも考えながら、私が個人的に計画してみました。270名の子供たちに富岡のことを学びながら富岡の将来を考えるというテーマで投げかけたところ、実際に募集があったのは2家族、子供3名、お母さん2人の計5名でした。それでも、来てもらえたということで2日間かけて、まず1日目に語りべの会の協力を得まして、富岡の話をしてもらいまして、午後からは富岡の将来自分富岡に行ってみみたいときはどんな町になったらいいかなということで夢を語りながら、2日目は実際に海から曲田地区を中心にどんなものがあたらいいだろうという簡単な模型をつくりました。その完成したものが階段の下に展示してありますので、後でござんいただければと思いますが、2日間かけてそのようなイベントを実施しました。実際集まり状況としては非常に厳しい状況でありましたけれども、1つには私のほうの宣伝の方法の悪さもあったのだらうと思いますので、今後検討していきたいと思いますが、12番議員さんがおっしゃるように子供を集める集いは、さくらスポーツ等でも実際今、この12月にはスケートをやります、1月にはスキーをやりますという、そういうイベントには10名、20名、30名という数で集まってきておりますので、確かに一堂に会する機会だけではなくて、少しでも小さな形で子供たちを集める機会を設けていくことは必要かなというふうには思っております。私のほうの富岡を伝えるという活動についても少し考えながら、また来年も継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今ほど教育長がお答えいたしました、一堂に会する機会だけではなくて、ミニ再会の集いというの開催している状況でございますので、小さな単位で集まれる機会を設けていきたいと、富岡の子供たちの心をつないでいくような事業をしていきたいというふうにご考えてございます。

もう一点のスポーツ施設の改修の件でございますが、ただいま先ほどご説明したとおり野球場、体育館等々のスポーツ施設の改修に伴う調査を行いたいということでございます。今現在野球場に置いてあるフレコンバッグとサブグラウンド等については、全て撤去されている状況でございます。今体育館につきましては、今年度中で貸し出しを終了するというふうなことで業者さんにお伝えしておりますので、今年度調査を行いまして、来年度以降その工事を行っていききたいというふうにご考えてございます。早ければ29年4月の帰町時期をにらみながら帰還者の方や新たな町民の方に安心して利用していただける施設となるように実施していきたいというふうにご考えてございます。今年度調査終わりましたら、来年度工事ということで行っていききたいと思っております。そのほかの今回調査対象でな

い施設につきましても、年次計画を立てながら行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。11月5日、6日の心の集い、私は素晴らしいことをやっていたなと思っております。先ほど教育長の答弁だと、子供の数も父兄の数もまず片手で数えられるほどの数だったかもしれませんが、やっぱり誰が池に第1投目を投げるかということで、投げることによって必ず輪は広がっていきますので、ぜひこの事業は続けていただきたいと。教育総務のほうでは大変かとは思いますが、ぜひこういう事業を続けていってもらって、富岡町の将来をきちっと子供たちに受け継いでいただくことを基本として教えていただければありがたいと思います。子ども友情の集いの事業が悪いということではないですが、こういう事業を集まりぐあいを見たり、アンケートなどをとったりして状況を考えながら、横に移動していくのもいいと思いますし、できるのであれば2つの事業を細かくやっていってもらうのも一つの方法かと思っておりますので、子供を大切に、一堂に会せないとすれば、細かくその地区に行ってそういう教えるのも教育の一環かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと体育施設の件に関しては、今聞いて私の聞きたいこと十分満足しているなと思っております。ただ、今年度ですか、被害調査確認して、単年度でできるのであればそれでいいとは思いますが、29年3月を町の復興の日として位置づけて、今いろいろ各種事業やっておりますので、それと同じくもう整備できるようにぜひお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） ありがとうございます。町の帰還にあわせまして、施設の整備については計画的に行っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 (午後 零時10分)

再 開 (午後 零時59分)

○議長(塚野芳美君) それでは、再開いたします。

次に、議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長(植杉昭弘君) それでは、議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,792万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,279万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。63ページをごらんください。第8款第1項財産運用収入は、国民健康保険給付費支払準備基金への積立金預金利子の増額により、8,000円の増額をするものです。

第9款第1項他会計繰入金は、平成27年度保険基盤安定繰入金算定により、一般会計からの繰り入れとして3,791万3,000円を増額するもので、歳入総額において3,792万1,000円の増額補正となるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。64ページをごらんください。まず、第1款総務費は第1項総務管理費において、職員費の精査に伴う減額及び事務経費の増加分として、59万9,000円を減額したところによるものです。

第2款保険給付費は、歳入予算の補正に伴い財源を更正したものです。

第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払準備基金へ積立金預金利子を積み立てるため、8,000円の増額をするものです。

第10款第1項償還金及び還付加算金は、平成25年分の拠出金額の確定によるもので、868万9,000円の増額をするものです。

第11款第1項予備費において、歳入歳出額の調整をするために2,982万3,000円を増額し、歳出合計において、補正総額を3,792万1,000円、歳出総額を34億8,279万6,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

68から75ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第91号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,150万円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ9,498万2,000円とするものであります。

79ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により、一般会計繰入金を1,150万1,000円減額するものであります。

第6款諸収入、第2項町預金利子は、収入実績による1,000円の増額補正であります。

次に、歳出についてご説明いたします。80ページをお開き願ひます。第1款下水道事業費、第1項

下水道事業費の1,150万円の減額は、事務事業費の精査により、特環下水道維持管理費の処理場維持管理委託料が150万円の減、特環下水道災害復旧事業費の調査設計委託料200万円の減、災害復旧工事費が800万円の減により、歳出総額では1,150万円の減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

84ページから87ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第92号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,528万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,348万円とするものであります。

91ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、

第1項使用料は、収入実績による1,000円の増額補正であります。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算調整により、一般会計繰入金を1,533万8,000円減額するものであります。

第6款諸収入、第2項町預金利子は、収入実績により、5万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。92ページをお開き願います。第1款事業費、第1項下水道事業費の1,528万1,000円の減額は、事務事業費の精査により、公共下水道維持管理費が562万2,000円の減、公共下水道整備諸経費が5,000円の減、公共下水道災害復旧事業費1,010万円の減に対し、勤務公署の変更等による給与費44万6,000円の増により、歳出総額で1,528万1,000円の減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

96ページから101ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第93号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,532万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,120万2,000円とするものであります。

105ページをお開きください。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算調整により、一般会計繰入金を5,534万4,000円減額するものであります。

第6款諸収入、第2項町預金利子は、収入実績による2万4,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。106ページをお開きください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費5,532万円の減額は、事務事業費の精査により、集落排水維持管理費が2,531万5,000円の減、集落排水建設事業諸経費から5,000円の減、集落排水災害復旧事業費から3,000万円の減により、歳出総額では5,532万円の減額補正となったものであります。

次に、107ページをごらんください。第2表繰越明許費は、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費、事業名、集落排水災害復旧事業費について、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度にわたって予算を執行するため、2億2,999万4,000円を限度額として繰越明許費を設定するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

112ページから115ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第94号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ10万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億7,500万5,000円とするものであります。

119ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。歳入につきましては、歳出予算との調整に伴う一般会計繰入金の補正であり、第2款第1項繰入金を10万5,000円増額補正し、歳入合計額を9億7,500万5,000円としたものであります。

120ページをごらんください。次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出につきましては、職員給与費の精査に伴う増額補正であり、第1款第1項事業費を10万5,000円増額補正し、歳出合計額を9億7,500万5,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

124ページから129ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第95号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費の伸びに伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,990万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,883万5,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。133ページをごらんください。第3款国庫支出金1,881万6,000円を増額の内訳は、給付費の伸びに伴い、第1項国庫負担金として、介護給付費負担金825万7,000円を増額いたすものです。

同じく第2項国庫補助金は、震災後の特例措置分の補填補助金として、1,055万9,000円を増額いたすものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、給付費の伸びに伴い、介護保険診療報酬支払基金から交付金として1,155万9,000円を増額いたすものです。

第5款県支出金584万6,000円を増額の内訳は、給付費の伸びに伴い、第1項県の負担金として、516万円を増額いたすものです。

同じく第2項県補助金は、地域支援事業交付金として68万6,000円を増額いたすもので、歳入補正総額を2,990万6,000円といたすものであります。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、介護給付費の伸びはあるものの職員給与費の減額に伴い、一般会計繰入金として631万5,000円を減額とするものであります。

以上、歳入補正総額を2,990万6,000円といたすものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。134ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費の1,149万9,000円の減額の内訳は、介護保険情報システム使用料9,000円を増額と人事異動等に伴う職員給与費1,150万8,000円の減額であります。

第2款保険給付費4,128万5,000円を増額の内訳は、介護給付費の伸びに伴い、第1項介護サービス等諸費が4,076万円の増額で、その内容は居宅介護サービス給付費、増額が3,500万円、居宅介護福祉

用具購入費が76万円、居宅介護住宅改修費が100万円、居宅介護サービス計画給付費が400万円であります。

同じく第2項介護予防サービス等諸費45万円の増額の内訳は、介護予防住宅改修費として、20万円の増額、介護予防サービス計画給付費として、25万円の増額であります。

同じく第3項その他の経費7万5,000円の増額は、審査支払手数料の増額であります。

第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業費12万円の増額は、おむつ代助成金であり、歳出補正総額を2,990万6,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

138ページから149ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第96号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会

計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万円を減額し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ4,497万1,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。153ページをごらんください。第3款繰入金、第1項他会計繰入金は、人件費報酬と歳出予算の減額に伴い、一般会計繰入金として204万円を減額するものであります。

歳出について申し上げます。156ページをごらんください。第1款総務費204万円の減額内容は、看護師求人に対し応募がなく、4月から雇用することができず、人件費報酬等に不用額が生じたために減額するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

158ページから163ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきたいと思います。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会の開催をお願いします。終わりましたら議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時50分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時35分)

再 開 (午後 1時49分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第38号、平成27年12月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月15日午後1時38分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)いわき支所に関する件、(3)企画課に関する件、(4)税務課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)住民課に関する件、(7)教育委員会に関する件、(8)出納室に関する件、(9)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○産業復興常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第39号、平成27年12月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、12月15日午後1時38分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全対策課に関する件、(7) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○議会運営委員会委員長(宇佐神幸一君) 報告第40号、平成27年12月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、12月15日午後1時42分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第41号、平成27年12月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月15日午後1時40分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告します。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、職務出席者、議長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告いたします。報告第42号、平成27年12月15日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、12月15日午後1時39分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、山本育男君より説明を求めます。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成27年第10回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成27年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 山 本 育 男

議 員 堀 本 典 明